

白井市障害者計画 2016-2025

中間見直し版

令和3年3月

白 井 市

目 次

第1章 序論（計画策定にあたって）

1	計画策定の背景・趣旨	3
	◇近年の障がい福祉施策等の動向	4
2	計画の性格と位置づけ	6
3	計画の期間	7
4	計画策定の体制	8

第2章 障がいのある人の現状等

1	障がいのある人等の状況	11
	(1) 手帳所持者の状況	11
	(2) 難病等患者数の状況	13
	(3) 障害支援区分認定の状況	13
2	アンケート調査結果の要点	14
	(1) 現在の生活で困っていること	14
	(2) 悩みや困りごとの相談先について	16
	(3) 身の回りの介助・支援の状況	18
	(4) 災害時の避難等について	20
	(5) 差別や偏見について	22
	(6) 地域で自立して暮らしていくために、特に力を入れてほしいこと	24

第3章 計画の基本的な考え方

1	計画の目標像	27
2	計画の基本目標	28
3	計画の展開（施策の体系）	30
4	重点取り組み	31

第4章 具体的な取り組みの内容（基本計画）

1	地域での自立生活への支援の推進	35
	(1) 相談体制・情報提供の充実	35
	(2) 権利擁護体制の充実	38
	(3) 福祉サービスの充実と支援施設の整備	41
	(4) 保健・医療サービスの充実	44

2	社会参加の支援・促進	47
(1)	障がい児の保育・教育の充実	47
(2)	就労の支援・促進	50
(3)	各種活動の支援・促進	53
3	快適で人にやさしいまちづくりの推進	56
(1)	福祉活動の促進	56
(2)	バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進	60
(3)	防災・防犯等対策の推進	62

第5章 計画の推進と進行管理

1	推進・進行管理	67
(1)	P D C Aサイクルに基づく進行管理	67
(2)	推進体制の確立	67
(3)	関係機関などとの連携	67
(4)	市民の参画	68
(5)	評価と公表	68
(6)	人材の確保と資質の向上	68

第6章 付属資料

資料1	用語の説明	71
資料2	白井市附属機関条例	75
資料3	白井市障害者計画等策定委員会委員名簿	77
資料4	白井市障害者計画等策定検討委員会設置要綱	78
資料5	白井市障害者計画等策定検討委員会委員名簿	79
資料6	計画策定までの経過	80

*以下、計画本編の記載事項の中で右上に「☆」印の付されている用語については、「資料1 用語の説明」において記載・解説されていることを表しています。

「障害」の「害」の字等の表記について

本市では、市で使う「障害」という言葉の表記について、可能な限り「がい」とひらがなで表記するようにしています。ただし、国の法令・地方公共団体等の条例・規則等に基づく用語や他文献からの引用、固有名詞などについては、従来通り漢字の「害」を使っています。

このため、本計画書も「がい」と「害」の字が混在する表記になっています。

また、本市の「障がい者」については、複合語の場合等を除いて「障がいのある人」と表現しています。

第1章 序論（計画策定にあたって）

1 計画策定の背景・趣旨

白井市障害福祉プランの策定（平成19年3月）までの流れ

本市では、平成9年3月に「白井町障害者計画－理解と参加による社会づくりをめざして－」を策定し、誰もが社会に参加し、一人ひとりが自らの生き方を主体的に選択し決定できる社会の実現を目標に、福祉・保健・医療・教育・雇用・生活環境等幅広い分野における障がい者施策の推進に計画的に取り組みました。

その後、平成14年度には上記白井市障害者計画の中間年にあたることから、市民すべてが地域の中で豊かな生活を送れるまちを目指して見直しを行いました。

しかし、計画の中間見直しの後も障がいのある人の状況は大きく変化し、また、平成15年度からは支援費制度[★]が始まり、さらに平成18年度からは障害者自立支援法に基づく3障がい（身体、知的、精神）一元のサービス体系に移行するという大きな制度改革が行われるなど、障がい者福祉が大きな転換期を迎え、白井市では、平成19年3月、障害者自立支援法で新たに策定が義務づけられた市町村障害福祉計画（第1期）の性格も併せ持つ白井市障害福祉プラン（白井市障害者計画・第1期障害福祉計画）を新たに策定しました。

白井市障害者計画 2016-2025 の策定

白井市障害福祉プランの策定後も、平成24年10月から障害者虐待防止法が施行され、平成25年4月には、障害者自立支援法が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下 障害者総合支援法と言います）として改正施行されるとともに障害者優先調達推進法も施行されて、障がい者福祉は再び大きな転換期を迎えました。また、平成25年6月に障害者差別解消法が制定され、12月には国連で採択された障害者権利条約の批准が国会で承認されました。

他方、白井市障害福祉プランのうち「基本的な考え方」、「重点施策」および「基本計画」部分の対象期間は平成18年度から平成27年度までの10年間とされており、白井市では、障がい者福祉が大きな転換期にあることも踏まえ、予定どおり平成26・27年度中に改定作業を行って、白井市障害者計画 2016-2025 を策定しました。

白井市障害者計画 2016-2025 の中間見直し

白井市障害者計画 2016-2025 の策定後、障がいのある人の命や尊厳を否定するような事件の発生や、全国の行政機関における障がい者雇用の信頼が損なわれる事案が発生しました。また、平成28年4月の熊本地震や令和元年東日本台風による被害をはじめとする大規模災害の頻発や、新型コロナウイルス（COVID-19）感染症の拡大など、障がい福祉の分野においても、これまで以上に機動的な対応が求められる局面が増えています。

こうした中、少子・高齢化がさらに進み、本格的な人口減少社会を迎え、高齢化の進展

等により、障がいのある人の数は増加が続いています。

本市では、これらの現状を踏まえ、白井市障害者計画 2016-2025 の計画期間の半分が終了する令和 2 年度に中間見直しを行い、計画の目標像及び基本目標の実現に向けたより効果的な取り組みの推進を図っていくこととしたものです。

近年の障がい福祉施策等の動向

1. 障害者虐待防止法の施行

- ・平成 23 年 6 月に制定された障害者虐待防止法（正式名称：障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）が、平成 24 年 10 月から施行。家庭や施設、職場などでの虐待の防止や早期発見により、障がいのある人の人権を守っていくことになる。

2. 障害者総合支援法の改正施行

平成 25 年 4 月～

- ・「障害者」の範囲に「難病[☆]」等が追加
- ・地域生活支援事業の追加

平成 26 年 4 月～

- ・従来の「障害程度区分」を、必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に変更
- ・重度訪問介護サービスの対象者の拡大
- ・共同生活介護サービス（ケアホーム）の「共同生活援助」（グループホーム）への一元化
- ・地域移行支援サービスの対象者の拡大

平成 30 年 4 月～

- ・円滑な地域生活を営むための相談・助言等を行う「自立生活援助」の新設
- ・就業に伴う生活面の課題に対応し、相談・助言・連絡調整等の支援を行う「就労定着支援」の新設
- ・外出が著しく困難な重度の障がい児に居宅で発達支援を行う「居宅訪問型児童発達支援」の新設

3. 障害者優先調達推進法の施行 平成 25 年 4 月～

- ・国、都道府県、市町村等による障害者就労施設等からの物品調達の推進などに関し、障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定め、施設等が供給する物品等について需要の増進を図っている。

4 . 障害者差別解消法の施行 平成 28 年 4 月 ~

- ・障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等と民間事業者における差別を解消するための措置などについて定めている。

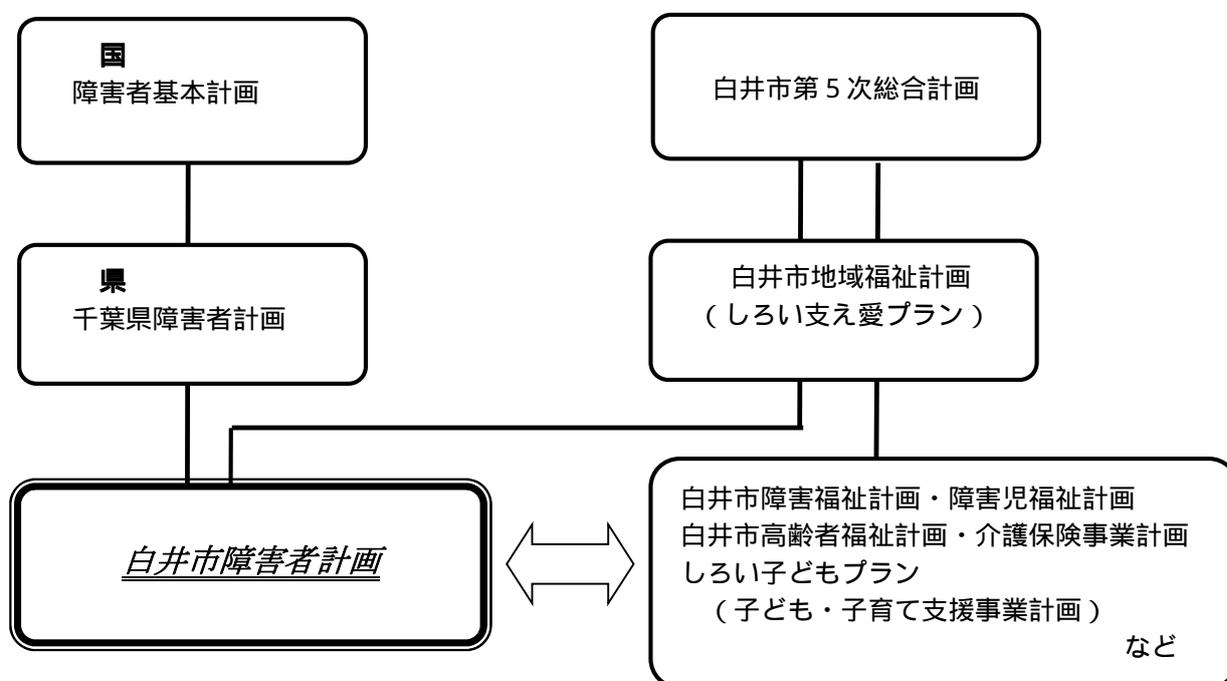
2 計画の性格と位置づけ

◇本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に規定する市町村障害者計画です。

障害者基本法 第 11 条 3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

◇白井市第 5 次総合計画（基本構想の期間：平成 28～令和 7 年度）の個別計画として策定します。

◇国、県それぞれが策定した関連の計画などや、白井市地域福祉計画（しろい支え愛プラン）、白井市障害福祉計画・障害児福祉計画、白井市高齢者福祉計画・介護保険事業計画など市が策定した各種計画等との整合・連携を図ります。



【参考】 障害者計画と障害福祉計画・障害児福祉計画

	障害者計画	障害福祉計画・障害児福祉計画
根拠法	障害者基本法（第 11 条第 3 項）	障害者総合支援法（第 88 条） 児童福祉法（第 33 条の 20）
おもな内容	障がい者のための施策に関する 基本的な事項を定める	障害福祉サービス等の 確保に関する計画
計画期間	中長期の計画で、期間任意	3 年を 1 期

3 計画の期間

本計画の計画期間は、平成 28 年度から令和 7 年度までの 10 年間とし、令和 2 年度に中間見直しの作業を行いました。

また、最終年度に評価を実施し、結果を次期計画に反映させます。

ただし、本計画期間中に、関係法令の抜本的な改正その他の重大な状況変化が生じ、それに応じて緊急の計画変更が必要となった場合には、市は、白井市障害者計画等策定委員会（同委員会が設置されていないときは白井市地域自立支援協議会[☆]）の意見を聴いたうえで必要最低限の変更を行うものとします。

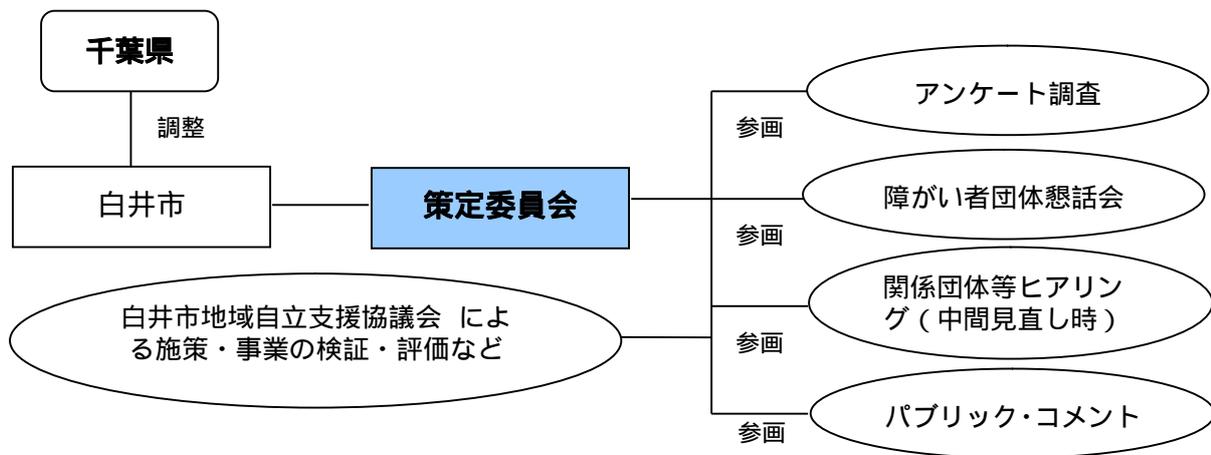


4 計画策定の体制

本計画策定にあたっては、策定委員会や庁内の検討組織を設置して検討を重ねるとともに、県との連携にも留意しました。

また、障がいのある人をはじめ市民の意見等を幅広く把握するため、アンケート調査や「障がい者団体懇話会」等を実施するなど、協働により計画の策定を進めました。

さらに、中間見直しに当たっては、再びアンケート調査を行うとともに、障がい者団体等へのヒアリング調査を行い、課題やニーズの変化の把握に努めました。



第2章 障がいのある人の現状等

1 障がいのある人等の状況

(1) 手帳所持者の状況

本市の平成31年度末における障害者手帳交付状況は、身体障害者手帳が1,630人で、総人口63,336人（住民基本台帳人口）に占める割合はおよそ2.6%、療育手帳（知的障がい）は382人で総人口のおよそ0.6%、精神障害者保健福祉手帳は422人で、総人口のおよそ0.7%となっています。なお、本表にはありませんが、自立支援医療制度（精神通院）の利用者は896人で、総人口のおよそ1.4%となっています。

各手帳とも、近年は所持者数が増加傾向にあります。中でも、精神障害者保健福祉手帳の所持者の伸びが大きくなっています。また、身体障害者手帳の内訳では、特に、内部障がいや聴覚等障がいが大きく増加しています。

■障害者手帳所持者数の推移（単位：人）

年度	身体障害者 手帳総数	視覚障 がい	聴覚等 障がい	音声等 障がい	肢体不 自由	内部障 がい	療育手帳 総数	精神障害者 保健福祉 手帳総数
平成26年度	1,470	78	101	21	794	476	298	251
平成27年度	1,507	77	106	21	801	502	321	291
平成28年度	1,461	77	101	23	768	492	323	317
平成29年度	1,518	78	113	20	786	521	339	355
平成30年度	1,573	80	118	22	795	558	363	382
平成31年度	1,630	85	123	24	806	592	382	422

資料：白井市障害福祉課（各年度末現在）

■障害者手帳所持者数 ～程度・年齢別内訳～ (単位：人)

●身体障害者手帳

級 別	H26	H31
1 級	522	573
2 級	203	232
3 級	218	234
4 級	381	420
5 級	67	77
6 級	79	94
合 計	1,470	1,630

年 代	H26	H31
18歳未満	43	48
18歳以上40歳未満	75	86
40歳以上65歳未満	364	366
65歳以上	988	1,130
合 計	1,470	1,630

資料：白井市障害福祉課（各年度末現在）

平成 31 年度末における身体障害者手帳の等級を見ると、1 級が 573 人で最も多く、1・2 級を合わせた重度者では 805 人となり、全体のほぼ半数を占めています。年齢別では、65 歳以上の方が 7 割近くを占めています。

●療育手帳

年 代	重 度		中 度		軽 度		合 計	
	H26	H31	H26	H31	H26	H31	H26	H31
18歳未満	24	39	28	33	60	77	112	149
18歳以上	83	102	46	59	57	72	186	233
合 計	107	141	74	92	117	149	298	382

資料：白井市障害福祉課（各年度末現在）

平成 31 年度末における療育手帳所持者の合計 382 人中、18 歳未満が 149 人（約 39%）で、18 歳以上が 233 人（約 61%）となっています。手帳の程度では、軽度が 149 人（約 39%）で最も多くなっていますが、18 歳未満では、重度者の割合が平成 26 年度末と比べて約 5%上昇しています。

●精神障害者保健福祉手帳

年度	精神障害者保健福祉手帳所持者								
	1級	2級	3級	総 数	20歳未満	20歳以上 40歳未満	40歳以上 65歳未満	65歳以上	総 数
H26	38	156	57	251	4	94	127	26	251
H31	51	258	113	422	21	133	223	45	422

資料：白井市障害福祉課（各年度末現在）

平成 31 年度末における精神障害者保健福祉手帳所持者の総数は 422 人で、26 年度末と比べて 171 人、約 1.7 倍増加しています。等級別の内訳では、2 級が 258 人（約 61%）を占めています。年代としては 40 歳以上 65 歳未満が多く、5 割以上を占めています。

(2) 難病等患者数の状況

本市が把握している、平成30年度末における難病等患者数は、特定医療費（指定難病）の受給者証所持者が342人で、総人口のおよそ0.5%、また、小児慢性特定疾病医療費の受給者証所持者が67人で、総人口のおよそ0.1%となっています。

特定医療費（指定難病）の受給者数は平成28年度以降漸減していますが、小児慢性特定疾病医療費の受給者数はほぼ横ばいとなっています。

■ 難病等受給者証所持者数 (単位：人)

年度	特定医療費（指定難病）	小児慢性特定疾病医療費
平成26年度	368	67
平成27年度	389	69
平成28年度	398	66
平成29年度	358	68
平成30年度	342	67

資料：印旛健康福祉センター事業年報（各年度末現在）

(3) 障害支援区分認定の状況

障害支援区分の認定者数は、一時期減少していましたが、平成29年度を境に増加に転じています。区分別では、いずれの年も、最重度である「区分6」の人が最も多くなっています。

■ 障害支援区分認定者数の推移 (単位：人)

年度	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
平成26年度	5	17	39	17	17	45	140
平成27年度	4	19	25	23	20	40	131
平成28年度	6	18	24	22	22	38	130
平成29年度	5	16	21	25	21	39	127
平成30年度	5	15	32	27	19	41	139
平成31年度	3	24	37	27	20	46	157

資料：白井市障害福祉課（各年度末現在）

2 アンケート調査結果の要点

本計画の策定及び中間見直しに当たり、平成 26 年度及び平成 31 年度に、障害者手帳を所持する市民全員と、無作為抽出による、障害者手帳を所持していない市民を対象として、アンケート調査を実施しました。調査の概要は次のとおりです。

難病[☆]患者は、難病患者見舞金制度が廃止になったことに伴い、平成 31 年度は身体、療育、精神の各調査票に難病認定の有無を伺う質問を設け、認定があると答えた人の数を回収数としています。

市民アンケート調査の実施概要

区 分		1 身体障害者 手帳所持者	2 療育手帳 所持者	3 精神保健 福祉手帳 所持者	4 難病患者	5 手帳を所持 しない市民
(1) 対象者数	H26	1,406 人	260 人	228 人	344 人	505 人
	H31	1,444 人	329 人	394 人	—	900 人
(2) 抽出方法		全数調査	全数調査	全数調査	難病見舞金 受給者	住民基本台帳 からの 無作為抽出
(3) 調査方法		郵送による配付、回収				
(4) 実施時期	H26	平成26年8月29日～10月上旬				
	H31	令和2年1月10日～1月31日				
(5) 回収 結果	H26 ・有効回収数 ・有効回収率	791 票 56.3%	127 票 48.8%	115 票 50.4%	210 票 61.0%	205 票 40.6%
		合計 1,448 票 52.8%				
	H31 ・有効回収数 ・有効回収率	938 票 65.0%	188 票 57.1%	196 票 49.7%	133 票 1～3の内数	388 票 43.1%
		合計 1,710 票 55.8%				

以下に、調査結果からみた障がいのある人等の現状について示します。

(1) 現在の生活で困っていること

平成 31 年度の結果では、身体障害者手帳所持者では、「特に困っていることや不安に思うことはない」の割合が前回より増えて第 1 位になった一方で、「家族など介護者の健康状態が不安」が 14.5%から 15.8%に増え第 3 位になっており、介護者の高齢化の影響が示唆されます。

療育手帳所持者では、第 1、2 位は前回と同じですが、「障がいが原因で特別な目で見られたり、差別を受けたりする」が前回の 21.3%から 25.5%に増えて第 3 位に入っており、今後の注視が必要な結果となっています。

精神保健福祉手帳所持者では、前回 54.8%で第 1 位だった「自分の健康や体力に自信がない」が 46.9%まで低下した一方、前回 44.3%だった「人とのコミュニケーションがうま

くとれない」が、50.5%に増えて第1位になっています。

難病[☆]患者は、各手帳所持者の内数であることから、前回調査との単純比較はできませんが、「特に困っていることや不安に思うことはない」が第1位から第3位に後退し、代わって「自分の健康や体力に自信がない」が第1位になっています。

問 現在の生活で困っていることや悩んでいることはありますか。(複数回答)

順位	調査年度	1 身体障害者手帳所持者	2 療育手帳所持者	3 精神保健福祉手帳所持者	4 難病患者
第1位	H26	自分の健康や体力に自信がない 36.3%	将来にわたる生活の場(住居)、または入院先があるかどうか不安 49.6%	自分の健康や体力に自信がない 54.8%	特に困っていることはない 35.7%
	H31	特に困っていることや不安に思うことはない 34.3%	将来にわたる生活の場(住居)、または入所施設があるかどうか不安 45.2%	人とのコミュニケーションがうまくとれない 50.5%	自分の健康や体力に自信がない 36.1%
第2位	H26	特に困っていることや不安に思うことはない 27.7%	人とのコミュニケーションがうまくとれない 47.2%	十分な収入が得られない 44.3%	医療機関が近くにない 20.5%
	H31	自分の健康や体力に自信がない 33.9%	人とのコミュニケーションがうまくとれない 39.9%	十分な収入が得られない 46.9%	
第3位	H26	将来にわたる生活の場(住居)、または入院先があるかどうか不安 14.9%	自分の体調を説明しにくく、体調管理ができない 22.8%	—	外出する機会や場所が限られる 19.5%
	H31	家族など介護者の健康状態が不安 15.8%	障がいが原因で特別な目で見られたり、差別を受けたりする 25.5%	—	特に困っていることや不安に思うことはない 22.6%
総数	H26	791	127	115	210
	H31	938	188	196	133

(2) 悩みや困りごとの相談先について

平成31年度の調査結果で、悩みや困りごとが生じたときの相談先が「ある」と答えた人は61.9%でした。最も多い相談先は家族や知人、友人で、77.4%の人が挙げています。2番目に多いのは、利用している施設や病院、サービス事業者となっており、本人にとって身近な存在が主な相談先になっていることがわかります。相対的に、市の障害者支援センターや県の相談窓口、障害者相談員など、公的に設けられた相談窓口を利用する人の割合は低くなっています。

また、相談先が、「ない」「わからない」と答えた人にその理由を伺ったところ、「相談する場所がわからない(わからなかった)」を挙げた人が最も多くなりました。相談相手がない人が、公的な相談窓口などにつながりやすくすることの重要性が伺えます。

問 悩みや困りごとを相談する場所がありますか。(H31年度のみ)

回 答	回答数(難病 は内数)				合 計	割 合
	身体	療育	精神	難病		
ある	555	136	127	(76)	818	61.9%
ない	138	7	32	(22)	177	13.4%
わからない	134	30	28	(23)	192	14.5%
無回答	111	15	9	(12)	135	10.2%
総 数	938	188	196	(133)	1,322	

問 悩みや困ったことをだれ（どこ）に相談しますか。（複数回答）

回 答	回答数（難病は内数）				合 計	割 合
	身体	療育	精神	難病		
家族や知人、友人	447	107	79	(55)	633	77.4%
職場や学校の人	24	41	14	(9)	79	9.7%
市役所	131	21	30	(16)	182	22.2%
こども発達センター	5	26	4	(2)	35	4.3%
障害者支援センター 座ぐり	33	48	22	(9)	103	12.6%
民生委員・児童委員	11	2	2	(0)	15	1.8%
社会福祉協議会	24	1	3	(3)	28	3.4%
障害者相談員	26	18	9	(3)	53	6.5%
利用している施設や病院、 サービス事業者	160	56	60	(27)	276	33.7%
自分の所属している団体や組織	15	10	7	(2)	32	3.9%
保健所	11	1	1	(2)	13	1.6%
県の相談窓口	4	0	0	(1)	4	0.5%
その他	28	7	12	(0)	47	5.7%
無回答	3	0	5	(1)	8	1.0%
総 数	555	136	127	(76)	818	

問 悩みや困ったことを相談していない（しなかった）理由は何ですか。（複数回答）

回 答	回答数（難病 は内数）				合 計	割 合
	身体	療育	精神	難病		
相談する場所がわからない（わか らなかった）	109	18	34	(21)	161	43.6%
近くに相談場所がない	40	3	18	(8)	61	16.5%
十分な指導・助言が得られない（得 られなかった）	26	9	14	(8)	49	13.3%
相談に行く時間が取れない（取れな かった）	16	3	6	(1)	25	6.8%
相談の必要を感じない（感じなかつ た）	95	9	8	(9)	112	30.4%
その他	15	5	6	(4)	26	7.0%
無回答	39	2	4	(6)	45	12.2%
総 数	272	37	60	(45)	369	

(3) 身の回りの介助・支援の状況

身の回りの介助・支援が必要な人に、介護・支援の担い手をお聞きしたところ、最も多かったのは配偶者で、次いで母、子どもの順となっており、近親者が中心になっていることがわかります。また、介護の担い手の年齢は70代、60代が多くなっており、介護者の高齢化が続いていることがわかりますが、平成31年度におけるこれらの年代の割合は、平成26年度に比べるとやや低下しています。

介助を受ける上で問題になっていることとしては、「介助してもらうことに気を遣う」、「介助者の代わりにする人がいない」が多くなっています。

問 主に介助・支援をしている人

回答	年度	回答数（H31 難病は内数）				合計	割合
		身体	療育	精神	難病		
配偶者（妻・夫）	H26	166	0	22	36	224	32.7%
	H31	145	1	27	(17)	173	29.5%
母	H26	37	96	31	13	177	25.8%
	H31	23	71	38	(11)	132	22.5%
父	H26	3	14	12	3	32	4.7%
	H31	7	4	6	(3)	17	2.9%
子ども	H26	51	0	6	5	62	9.1%
	H31	50	0	3	(3)	53	9.0%
子どもの配偶者	H26	7	0	0	0	7	1.0%
	H31	8	0	0	(0)	8	1.4%
兄弟・姉妹	H26	7	2	5	1	15	2.2%
	H31	3	2	2	(1)	7	1.2%
祖父母	H26	0	1	2	1	4	0.6%
	H31	0	0	0	(0)	0	0.0%
その他の家族・親族	H26	3	0	0	0	3	0.4%
	H31	1	0	3	(0)	4	0.7%
ホームヘルパー	H26	35	0	0	5	40	5.8%
	H31	14	1	3	(1)	18	3.1%
友人・知人・仲間	H26	4	1	5	0	10	1.5%
	H31	2	0	2	(0)	4	0.7%
ボランティア	H26	1	0	0	0	1	0.1%
	H31	1	0	0	(0)	1	0.2%
施設・寮などの職員	H26	50	5	4	3	62	9.1%
	H31	42	8	4	(6)	54	9.2%
近所の人	H26	3	0	0	0	3	0.4%
	H31	0	0	0	(0)	0	0.0%
その他	H26	12	0	3	0	15	2.0%
	H31	9	3	3	(0)	15	2.6%
無回答	H26	21	2	2	6	31	4.5%
	H31	39	44	17	(12)	100	17.1%
総数	H26	400	121	92	73	686	
	H31	344	134	108	(54)	586	

問 主に介助・支援をしている人の年齢

回答	年度	回答数（H31 難病は内数）				合計	割合
		身体	療育	精神	難病		
20歳未満	H26	0	2	0	0	2	0.4%
	H31	1	0	4	(0)	5	0.9%

20 歳代	H26	3	1	6	1	11	2.1%
	H31	4	1	1	(1)	6	1.0%
30 歳代	H26	11	13	5	54	34	6.5%
	H31	14	17	6	(2)	37	6.3%
40 歳代	H26	34	36	6	12	88	16.8%
	H31	33	50	12	(4)	95	16.2%
50 歳代	H26	45	21	17	6	89	17.0%
	H31	56	30	21	(11)	107	18.3%
60 歳代	H26	65	27	20	13	125	23.9%
	H31	69	15	27	(13)	111	18.9%
70 歳代	H26	78	9	18	14	119	22.7%
	H31	87	13	23	(12)	123	21.0%
80 歳代	H26	27	1	5	4	37	7.1%
	H31	34	1	10	(5)	45	7.7%
わからない・無回答	H26	11	3	1	4	19	3.6%
	H31	46	7	4	(6)	57	9.7%
総 数	H26	274	113	78	59	524	
	H31	344	134	108	(54)	586	

*平成26年度は、前問（主に介助・支援をしている人）で近親者を挙げた人のみを対象としているため、回答総数は前問と一致しません。

問 介助・支援を受ける上での問題（複数回答）

回 答	年 度	回答数（H31 難病 は内数）				合 計	割 合
		身体	療育	精神	難病		
介助してもらうことに 気を遣う	H26	80	7	28	12	127	18.9%
	H31	92	11	25	(12)	128	21.8%
必要なときに介助者が いない	H26	36	11	10	0	57	8.5%
	H31	42	8	16	(5)	66	11.3%
介助者が替わる	H26	13	6	4	0	23	3.4%
	H31	18	6	3	(1)	27	4.6%
プライバシーが守られ ない	H26	8	5	9	0	22	3.3%
	H31	11	4	6	(2)	21	3.6%
同性の介助がなかなか 受けられない	H26	2	2	0	0	4	0.6%
	H31	11	4	5	(0)	20	3.4%
介助技術が良くない	H26	6	3	4	0	13	1.9%
	H31	11	5	6	(3)	22	3.8%
介助者の代わりになる 人がいない	H26	64	24	25	12	125	18.6%
	H31	59	28	34	(14)	121	20.6%
支援のことで相談でき る人がいない	H26	11	5	15	4	35	5.2%
	H31	8	10	12	(3)	30	5.1%
経済的な負担が大きい	H26	52	7	27	4	90	13.4%
	H31	63	15	26	(9)	104	17.7%
介助者の精神的、身体的 負担が大きい	H26	85	24	38	42	189	28.1%
	H31	105	35	44	(19)	184	31.4%
その他	H26	6	1	1	0	8	1.2%
	H31	9	4	7	(1)	20	3.4%
特にない	H26	101	32	17	23	173	25.7%
	H31	98	44	25	(11)	167	28.5%
わからない	H26	0	24	0	0	24	3.6%
	H31	0	30	0	(2)	30	5.1%
無回答	H26	102	15	8	9	134	19.9%
	H31	31	4	4	(3)	39	6.7%
総 数	H26	400	121	92	73	686	
	H31	344	134	108	(54)	586	

(4) 災害時の避難等について

災害時にひとりで避難（対処）ができると答えた人は、平成31年度調査では50%を割り込み、また、ひとりで避難できないと答えた人のうち、避難の手助けや誘導をしてくれる人が昼夜ともに身近にいる人は58.9%にとどまりました。また、地震や災害時の不安としては、第1位の「自分だけで避難できない」に続いて、避難先における医療や生活面を挙げる人が多くなっていました。避難支援体制と、避難所等での生活支援体制を確立し、不安を解消することが重要な課題となっています。

問 あなたは火事や地震等の災害時にひとりで避難や対処ができますか。

回答	年度	回答数（H31 難病 は内数）				合計	割合
		身体	療育	精神	難病		
できる	H26	397	21	82	132	632	50.8%
	H31	474	58	123	(67)	655	49.5%
できない	H26	350	103	30	65	548	44.1%
	H31	413	122	63	(62)	598	45.2%
無回答	H26	44	3	3	13	63	5.1%
	H31	51	8	10	(4)	69	5.2%
総数	H26	791	127	115	210	1,243	
	H31	938	188	196	(133)	1,322	

問 災害が起きた際に、避難の手助けや誘導をしてくれる人がいますか。

回答	年度	回答数（H31 難病は内数）				合計	割合
		身体	療育	精神	難病		
昼間・夜間ともにいる	H26	158	78	17	36	289	52.7%
	H31	234	89	29	(33)	352	58.9%
昼間はあるが、夜間はいない	H26	7	1	1	0	9	1.6%
	H31	3	1	0	(0)	4	0.7%
夜間はあるが、昼間はいない	H26	72	8	5	10	95	17.3%
	H31	73	9	14	(13)	96	16.1%
いない	H26	40	2	1	6	49	8.9%
	H31	43	2	13	(3)	58	9.7%
わからない	H26	30	7	3	7	47	8.6%
	H31	39	5	4	(6)	48	8.0%
その他	H26	33	5	2	4	44	8.0%
	H31	13	4	0	(3)	17	2.8%
無回答	H26	10	2	1	2	15	2.7%
	H31	8	12	3	(4)	23	3.8%
総数	H26	350	103	30	65	548	
	H31	413	122	63	(62)	598	

問 どういったことを不安に思いますか。(H31年度のみ・複数回答)

回 答	回答数				合計	割合
	身体	療育	精神	難病		
自分だけでは避難できない	323	108	43	(45)	474	47.4%
頼れる人がそばにいない	71	14	43	(8)	128	12.8%
状況をまわりの人に伝えることが 難しい	81	88	35	(20)	204	20.4%
障がいのために状況がわからな かったり、連絡が取れない	85	79	30	(17)	194	19.4%
避難場所がわからない	82	62	40	(15)	184	18.4%
避難先で介助が受けられるか心配	151	39	90	(23)	280	28.0%
避難先での薬や医療体制が心配	339	41	73	(68)	453	45.3%
避難先での食事、トイレや入浴な どが心配	343	70	17	(55)	430	43.0%
避難先での人の目、コミュニケー ションが心配	94	91	88	(24)	273	27.3%
その他	48	10	17	(6)	75	7.5%
無回答	29	2	6	(3)	37	3.7%
総 数	686	155	159	(104)	1,000	

(5) 差別や偏見について

障がい等があることが原因で、差別的な扱いを受けた経験を伺ったところ、「特にない」と答えた人は、平成26年度の55.0%から平成31年度は68.0%に増え、場面別に見ても、職場環境などの点で改善が見られました。

療育手帳所持者でも、「特にない」と答えた人の割合は増えましたが、「(1)現在の生活で困っていること」でも見たとおり、未だ多くの方が差別的な扱いを受けたと感じています。

また、障害者手帳を所持しない人への調査でも、半数近くの方が、社会に差別意識があると答えており、引続き、地道な取組みが求められます。

問 障がいがあることが原因で、次のような扱いを受けた経験がありますか（複数回答）

回答	年度	回答数			合計	割合
		身体	療育	精神		
希望した学校に入学できなかった	H26	6	10	4	20	1.9%
	H31	8	13	7	28	2.1%
希望する仕事につけなかった	H26	31	5	20	56	5.4%
	H31	28	9	29	66	5.0%
職場での労働条件や給料が、周囲の人に比べて悪い	H26	20	9	25	54	5.2%
	H31	10	7	19	36	2.7%
障がいを理由に退職を迫られた	H26	24	3	19	46	4.5%
	H31	10	3	27	40	3.0%
差別用語を使われた	H26	20	27	14	61	5.9%
	H31	24	36	18	78	5.9%
交通機関や施設の利用を断られた	H26	5	4	13	22	2.1%
	H31	3	5	24	32	2.4%
親族の冠婚葬祭への出席を断られた、開催を知らされなかった	H26	5	4	1	10	1.0%
	H31	1	3	4	8	0.6%
家族や施設、病院の人から暴力による虐待を受けた	H26	3	1	6	10	1.0%
	H31	1	3	8	12	0.9%
まわりの人や施設の人から性的な嫌がらせを受けた	H26	2	2	8	12	1.2%
	H31	0	2	6	8	0.6%
年金が本人のために使われなかったり、知らない間に預金が引き出されるなど、自分の財産が侵害された	H26	4	0	6	10	1.0%
	H31	3	2	3	8	0.6%
賃貸物件への入居や移転の時、障がいを理由に断られた	H26	6	0	3	9	0.9%
	H31	1	0	3	4	0.3%
食堂やホテルなどで障がいを理由に利用を断られた	H26	4	1	3	8	0.8%
	H31	3	4	7	14	1.1%
受診や治療を断られた	H26	10	9	1	20	1.9%
	H31	11	9	1	21	1.6%
その他	H26	19	15	3	37	3.6%
	H31	17	10	5	32	2.4%

特にない*	H26	511	50	7	568	55.0%
	H31	711	86	102	899	68.0%
わからない	H26	39	11	44	94	9.1%
	H31	25	17	16	58	4.4%
無回答*	H26	142	8	11	161	15.6%
	H31	131	25	25	181	13.7%
総数	H26	791	127	115	1,033	
	H31	938	188	196	1,322	

*H31は前問（障がいがあることで差別やイヤな思いをしたことの有無）で「ある」と答えた人が対象であるため、上表の「特にない」「無回答」には、前問の「ない」「無回答」の数を合算しています。

（障害者手帳を所持しない人への問）地域社会の中に、障がいのある人への差別・偏見があると思いますか。

回答	年度	回答数					平均	割合
		身体障がいに対して	知的障がいに対して	精神障がいに対して	難病患者に対して	発達障がいに対して		
ある	H26	87	116	122	67	102	98.8	48.2%
	H31	155	211	215	132	182	179	46.1%
ない	H26	72	35	21	55	38	44.2	21.6%
	H31	118	56	38	96	61	73.8	19.0%
わからない	H26	42	50	59	79	61	58.2	28.4%
	H31	104	105	120	146	129	120.8	31.1%
無回答	H26	4	4	3	4	4	3.8	1.9%
	H31	11	16	15	14	16	14.4	3.7%
総数	H26	205	205	205	205	205	205	
	H31	388	388	388	388	388	388	

(6) 地域で自立して暮らしていくために、特に力を入れてほしいこと

これから特に力を入れてほしい施策について、平成31年度調査では、「生活全般」、「就労・訓練・教育」、「社会的活動」の3分野に分けてお聞きしましたが、ここでは、3分野を通じて、選んだ人が多かった選択肢を順に並べました。平成26年度調査とは設定した選択肢が異なるため単純比較はできませんが、身体障害者手帳所持者及び難病患者では、両年度とも交通や都市インフラの分野が上位に入っており、療育手帳所持者では、地域移行や就労に関する施策が多くなっています。また、精神障害者保健福祉手帳所持者では、両年度の結果の傾向が大きく変わり、平成31年度は半数以上の人を経済的支援を挙げたほか、第2位にプライバシーの保護が入っています。

この質問では、手帳の種類による結果の違いが大きく出ており、障がい福祉施策へのニーズが非常に多様であることが現れています。

問 地域で自立して暮らしていくために、特に力を入れてほしいこと（複数回答） （平成26年度）

順位	身体	療育	精神	難病
第1位	住宅や道路・交通機関など障がいのある人が暮らしやすいまちづくり 30.5%	近隣の企業等で就労できるような職場開拓 38.6%	情報提供と、気軽に何でも相談できるような体制の充実 36.5%	情報提供と、気軽に何でも相談できるような体制の充実 30.5%
第2位	情報提供と、気軽に何でも相談できるような体制の充実 26.0%	地域活動支援センター、作業所等、福祉的就労の場の整備や内容の充実 36.2%	精神福祉サービスの選択の幅が、他の2障がいと同様の水準となるような充実 34.8%	住宅や道路・交通機関など病気や障がいのある人が暮らしやすいまちづくり 27.6%
第3位	災害や緊急時の対応体制、防犯体制の強化 26.0%	就労のための各種支援の体制づくり 31.5%		難病患者ももっと障がい福祉等の福祉サービスを利用できるよう要請すること 23.3%
総数	791	127	115	210

（平成31年度）

順位	身体	療育	精神	難病
第1位	手当や年金などの経済的支援 34.1%	施設、入院、親元等から1人暮らしに移行するときの支援や生活技術の訓練 43.6%	手当や年金などの経済的支援 53.6%	手当や年金などの経済的支援 38.3%
第2位	福祉バス（市内循環バス） 28.7%	生産や作業を行い、工賃を得られる通所施設 39.9%	施設、入院、親元等から1人暮らしに移行するときの支援や生活技術の訓練 33.7%	誰もが利用しやすいバリアフリー [*] ・ユニバーサルデザイン [*] のまちづくり 23.3%
第3位	リハビリテーション 27.1%	手当や年金などの経済的支援 38.3%		障がいのある人のプライバシーの保護 33.7%
総数	938	188	196	133

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の目標像

障害者基本法では、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を大きな目標の一つに掲げています。

また、白井市障害福祉プランでは計画の基本理念について、ノーマライゼーション[☆]とリハビリテーションに加え、障がいのある人もない人も共に生き支えあう社会の実現を目標に「障害のある人もない人も、一人の市民として ともに参加するまちづくり」としてきました。

本計画の上位計画に当たる白井市第5次総合計画の基本理念は「安心」、「健康」、「快適」で、将来像は「ときめきとみどりあふれる快活都市」となっています。

以上のことを考慮し、障害者基本法の理念を基にしながら共生（ともに生きる）しともに参加する地域の実現をめざして、本計画の目標像（キャッチフレーズ）を

**障がいのある人もない人も人格と個性が尊重され、
ともに生き、ともに参加する地域づくり**

とし、これからの障がい福祉における市民・地域・市等の共通の目標とします。

2 計画の基本目標

目標像を実現するための本計画の基本目標を次の3つとし、施策の方向を明らかにするとともに、その総合的な展開を図ります。

《基本目標1》地域での自立生活への支援の推進

住み慣れた地域で安心して、その人らしく自立して暮らしていけるよう、地域生活の基盤の充実に努め、障がいがあっても健康に暮らせるまちづくりを進めます。

(1) 相談体制・情報提供の充実

各種相談・情報提供の体制の充実に努めるとともに、適切なサービスの効果的な利用を促進するため、障がいのある人についてのケアマネジメント[☆]の充実に図ります。

(2) 権利擁護体制の充実

生活のさまざまな場面で権利を侵害されやすい障がいのある人が、安心して地域自立生活を送れるよう、その権利の擁護に努めます。

(3) 福祉サービスの充実と支援施設の整備

障がい福祉サービスの質の向上や充実に努めるとともに、身体障害者福祉センターの充実や新たな地域生活支援拠点等の整備を図ります。

(4) 保健・医療サービスの充実

身体障がい等の発生予防や身体、知的、精神3障がい等の早期発見・早期対応に努めるとともに、障がいの特性をふまえて個別のニーズに対応できるよう、知的障がい者等の療育[☆]体制の整備に努めます。また、保健サービスの充実や、その結果に応じた医療につなげる支援の実施を図ります。

《基本目標2》社会参加の支援・促進

地域社会の一員として、生きがいを持って暮らしていけるよう、さまざまな社会活動・地域活動への参加を支援・促進していきます。

(1) 障がい児の保育・教育の充実

障がいのある子どもたちが、地域の中で社会に参加しながら自分らしく自立して暮らしていくことができるよう、障がいの特性や状況に応じた保育・教育体制の整備・充実に努めます。

(2) 就労の支援・促進

関係機関等との連携を図りながら、障がいの種類や程度に応じた就労の支援、就労

機会の充実に努めます。

(3)各種活動の支援・促進

障がいのある人も気軽に参加できるようなスポーツ、文化芸術、レクリエーション活動の充実、サークル活動などの自主的な活動への支援を図ります。

《基本目標3》快適で人にやさしいまちづくりの推進

誰もが快適な暮らしを送れるよう、すべての人にやさしい福祉のまちづくり[☆]を進めます。

(1)福祉活動の促進

障がいや障がいのある人についての正しい知識を広め、障がいのある人への理解をさらに深めていくため、広報・啓発活動に努めます。また、福祉意識の普及や福祉活動への参加を促進し、支えあいの社会づくりを進めます。

(2)バリアフリー、ユニバーサルデザイン の推進

障がいがあっても気軽に外出でき、公共交通機関やさまざまな施設を不便なく利用できるようバリアフリー、ユニバーサルデザインのすべての人にやさしいまちづくりを目指し、法律や条例等の内容に則った「福祉のまちづくり」を進めます。

(3)防災・防犯等対策の推進

市の地域防災計画等の関連施策と連携を図りながら、防災・防犯等の体制の整備を進めます。

3 計画の展開（施策の体系）

（目標像）

障がいのある人もない人も人格と個性が尊重され、
ともに生き、ともに参加する地域づくり

（基本目標）

（施策の方向）

1 地域での自立生活への支援の
推進

- (1)相談体制・情報提供の充実
- (2)権利擁護体制の充実
- (3)福祉サービスの充実と支援施設の整備
- (4)保健・医療サービスの充実

2 社会参加の支援・促進

- (1)障がい児の保育・教育の充実
- (2)就労の支援・促進
- (3)各種活動の支援・促進

3 快適で人にやさしいまちづくり
の推進

- (1)福祉活動の促進
- (2)バリアフリー、ユニバーサルデザインの
推進
- (3)防災・防犯等対策の推進

4 重点取り組み

本計画における実施施策・事業は第4章（第1～3節）に示すとおりですが、本項では特に重点的に取り組んでいく施策・事業を掲載し、基本目標の中で市が実施していく取り組みの方向性を示します。

相談支援体制の充実

概要 障がいのある人等が困りごと、悩みや不安を抱えたとき気軽に相談し、情報を得ることができるような体制の充実を図ります。

【一般相談】

- 日常的な身近な相談（一般相談）については、3障がい（障がい児を含む）共通で、市窓口のほか、市障害者支援センター「座ぐり」を中心に対応していきます。また、障がい種類別の相談先としては、身体障害者相談員・知的障害者相談員を委嘱するほか、精神障がいの方を対象とした「成田地域生活支援センター」に相談支援を委託し対応します。
- 難病[☆]の人の相談については、「座ぐり」及び市窓口において福祉サービスや制度等に関する相談を積極的に受け付けるとともに、内容に応じて、難病相談支援センター、保健所等の関係機関と連携し対応します。
- 発達障がい[☆]に関して相談を希望する方が地域で相談できるよう、市内の指定相談支援事業所に研修情報を提供するなど体制の拡充を図るとともに、県が設置している「千葉県発達障害者支援センターCAS（キャス）」と連携・活用して発達障がいの早期発見・早期支援に努め、必要に応じた情報提供を行います。
- 高次脳機能障がい[☆]者への支援について、県で実施する支援の取り組み（千葉県高次脳機能障害支援拠点機関等）を活用しながら、関係機関との連絡調整や情報提供などの支援に努めます。

【計画相談支援など】

- 多くの事業者が計画相談支援等を行えるよう、県等と連携しながら相談支援専門員の育成等に努めます。

【制度やサービスに関する情報提供】

- 利用者の日常生活上のニーズ等を踏まえ、障がい福祉に関するさまざまな制度やサービスの情報提供を行います。

【障がいのある人の権利擁護】

- 社会福祉協議会との連携をいっそう強化し、成年後見制度[☆]や社会福祉協議会の日常生活自立支援事業[☆]に関する情報提供を行い、市民の理解を深めるとともに、制度の利用や手続きに関する相談・助言などの具体的な支援を行い、利用を促進します。

地域生活基盤の整備の推進

概要 障がいのある人等が可能な限り住み慣れた地域の中で自立して生活できるよう、“日中活動の場”や“居住(住まい)の場”等の整備を進めます。

【サービス事業者の市内参入施策の促進】

○グループホームや日中活動系各サービスの提供事業者の市内参入を促進するため、必要な情報提供や助言を行います。

【地域生活支援拠点等の活用】

○運営者との協力や地域自立支援協議会[☆]での議論を通じて、地域生活支援拠点等に必要な機能の維持・向上を図ります。

防災対策の推進

概要 市の地域防災計画を基本として、障がいがあることなどで災害時に不安を抱えている人への対応が速やかに行えるよう、体制づくりや訓練などを実施します。

○災害対策基本法に基づき、障がい等のある人を含む避難行動要支援者(災害時要援護者)名簿の整備及び維持管理を行います。

○要支援(援護)者の「個別支援計画」を作成します。

※本項「重点取り組み」と対応する詳細取り組み内容を第4章に掲載している場合、第4章中の該当する「施策・事業」欄の施策・事業名の後に「重」記号を付して表示しています。

第4章 具体的な取り組みの内容（基本計画）

*本章各項の「実施区分」欄内の標示は、具体的には、
継続 : 前計画から継続する
修正 : 前計画の内容を一部修正する
新規 : この計画で新たに開始する
取り組みであることをそれぞれ表します。

1 地域での自立生活への支援の推進

(1) 相談体制・情報提供の充実

【現状】

障がいのある人からのさまざまな相談（一般相談）については、市障害者支援センター「座ぐり」及び「成田地域生活支援センター」（精神障がいのある人が対象）の相談支援専門員や市役所窓口で応じています。

障害福祉サービス等を利用する人への計画相談支援・障害児相談支援については、令和3年2月現在で市内では4つの事業所が業務を行っています。

情報提供については、広報しろい、市ホームページ、個別通知、窓口配布等により実施しています。

課題

- 障害福祉サービス等を利用する人のサービス利用計画の作成について、本市においては、障がいのある人自身や家族等が作成する「セルフプラン」にならざるを得ない方の割合が県内市町村の中で比較的高いため、相談支援事業者及び相談支援専門員の確保が急務となっています。
- 平成31年度のアンケート調査結果では、悩みや困りごとが生じたときの相談先が「ない」「わからない」と答えた人にその理由を伺ったところ、「相談する場所がわからない（わからなかった）」を挙げた人が最も多くなりました。身近な相談相手がいない人が公的な相談窓口などにつながりやすくすることが重要になっています。また、難病[☆]、発達障がい[☆]、高次脳機能障がい[☆]など、専門性が必要な相談にも対応できる体制を関係機関との連携も含めて整備していくことが必要です。
- 情報提供については、利用できる制度やサービス等についての情報をより確実に伝えるため、内容・対象者・緊急性等に応じて、新しい情報コミュニケーション技術[☆]の活用も含めて最適な方法を選択し、時機を逃さずに発信する必要があります。

主な取り組み
相談体制の充実

施策・事業		内 容	所管課等	実施区分	通番
福祉相談の充実	重	関係各課・関係機関と必要に応じて連携・調整を図りながら、福祉に関する総合相談を実施します。	社会福祉課	修正	1
一般相談の実施、身体障害者相談員・知的障害者相談員の設置	重	2か所の委託相談事業所の設置及び身体障害者相談員・知的障害者相談員の委嘱等により、障がいのある人や家族等からの様々な種類の相談に対応していきます。	障害福祉課	修正	2
「基幹相談支援センター」の設置		地域の相談支援の中核として、総合・専門的な相談や、相談支援事業所への指導・助言等を行う基幹相談支援センターについて、市内における相談支援事業所の整備状況等を見ながら、設置に向けた調査・研究を進めます。	障害福祉課	修正	3
計画相談支援体制の充実	重	利用者が障害福祉サービスや地域移行・地域定着支援、障害児通所支援を適切に利用できるよう、計画相談（指定特定・指定障害児相談支援）事業者の指定を進め、支援体制の充実を図ります。	障害福祉課	修正	4
「こころの健康相談」の実施	重	精神科医師や精神保健福祉士によるこころの健康相談を実施します。	障害福祉課	修正	5
発達障がい相談体制の整備等	重	発達障がいに関して相談を希望する方が地域で相談できる支援体制の拡充を図ります。また、県が設置している発達障害者支援センターCAS（キャス）と連携・活用して発達障がいの早期発見・早期支援に努め、必要に応じた情報提供を行っていきます。	障害福祉課	継続	6
相談支援専門員の育成	重	サービス利用計画を作成する相談支援専門員の育成を図るため、既存事業者や新規参入希望者に対し養成研修等の情報提供を行います。	障害福祉課	修正	7

情報提供の充実

施策・事業		内 容	所管課等	実施区分	通番
パソコン講座の実施		障害者地域活動支援センターで3障がい（身体・知的・精神）の人を対象に実施しているパソコン講座を継続し、障がいのある人および家族の情報取得技術の向上を図ります。	障害福祉課	修正	8

情報バリアフリーの促進		情報コミュニケーション技術☆の急速な進展に対応するため、各種講習会、講座の開催などによる障がいのある人の技能の向上と、障がいのない人との情報格差（デジタルデバイド）の縮小を図ります。	障害福祉課	修正	9
ホームページのアクセシビリティ（利用しやすさ）の向上		視覚（色覚）障がい者が閲覧しやすいホームページ作成に努めます。	秘書課	修正	10
視覚障がい者に配慮した情報提供の充実		行政文書について、印刷物だけでなく、CDなど音声による媒体の作成に努め、視覚障がいのある人への情報提供を充実させます。	秘書課	継続	11
図書館でのサービスについての情報の提供		視覚障がい者、肢体不自由者などの図書館の利用が困難な市民へ、本・雑誌等の宅配・郵送、録音図書製作、代読など、実施しているサービスについての必要な情報提供を行うとともに、その読書要求に応えます。	図書館	修正	12
高次脳機能障がい者への支援	重	県で実施する高次脳機能障がい者への支援の取り組み（県高次脳機能障害支援拠点機関等）を活用しながら、関係機関との連絡調整や情報提供などに努めます。	障害福祉課	継続	13
給付・助成・サービス等に係る情報の適時かつ適切な方法での発信	重	障がいのある人やその家族等が受けられる給付・助成・サービス等についての情報をより確実に伝えるため、内容・対象者・緊急性等に応じて、広報紙・市ホームページ・個別通知・窓口配布（保健福祉ガイドブックやパンフレット類）・メール配信等の中から最適な方法を選択し、時機を逃さずに発信します。	障害福祉課	修正	14
家族への支援		障がいのある人の家族に対して、講演会・研修会等を開催し、障がいや障がいのある人への理解のための情報提供をすることで家族支援を図ります。	障害福祉課	修正	15

(2) 権利擁護体制の充実

【現状】

現在、知的障がい、精神障がい、認知症等により判断能力が十分でないために権利が侵害されやすい人への支援として、市社会福祉協議会において、日常生活自立支援事業[☆]や法人成年後見が行われています。市でも、成年後見制度[☆]の利用が必要であるにもかかわらず家庭裁判所への申立てを行う親族がないなどの場合に市長が代わりに行う市長申立てや、本人や親族が申立てを行った場合の経費の助成、成年後見人等への報酬助成（成年後見制度利用支援事業）を実施しています。

また、障害者虐待防止法に基づき、本市では、市障害福祉課を市町村障害者虐待防止センターとして位置づけており、虐待の通報・届出の受理等の業務を行っています。

課題

- 千葉県では、平成 18 年 10 月、「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」を制定し、県民共通の目標としてなくすべき差別を具体的に定め、その解消に向けた仕組みを規定しました。平成 25 年 12 月には、国連の障害者権利条約の批准が国会で承認され、その国内法として平成 28 年 4 月に施行された障害者差別解消法では、行政機関や事業者による不当な差別的扱いが禁止され、また、障がいのある人から何らかの助けを求める意思表示があった場合に、過度な負担にならない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な便宜を図る「合理的配慮」が求められています（行政機関等は義務、事業者は努力義務）。
- アンケート調査の中で、障がい等があることが原因で差別的な扱いを受けた経験を伺ったところ、「特にない」と答えた人は、平成 26 年度の 55.0%から平成 31 年度は 68.0%に増えてきましたが、未だ多くの方が、様々な場面で差別的な扱いを受けたと感じており、差別解消に向けた広報啓発等の取組みを積極的に進めていく必要があります。
- 平成 29 年度に市が策定した「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する白井市職員対応要領」に基づき、研修や啓発を実施し、市職員の資質の向上を図っていく必要があります。

主な取り組み
権利擁護施策の推進

施策・事業		内 容	所管課等	実施 区分	通番
人権擁護のための活動の強化	重	人権意識の普及高揚を図るための啓発や人権擁護委員による人権相談を実施します。	市民活動支援課	修正	16
「成年後見制度」の普及	重	意思表示が困難な障がいのある人の権利を擁護するため、成年後見制度やその相談窓口の普及と利用の支援に努めます。	障害福祉課	継続	17
日常生活自立支援事業及び成年後見事業の推進	重	在宅で日常生活を送る上で十分な判断ができない方や体の自由がきかない方が地域で安心して生活できるように支援する日常生活自立支援事業及び成年後見事業を推進します。	社会福祉協議会	修正	18
福祉サービスの利用に係る苦情等への対応		市が提供する福祉サービスについての利用者からの苦情に適切に対応できるよう、市福祉施設サービス苦情相談員の協力も得て利用者の意向を的確に把握し解決に努めます。また、民間事業者が提供する障害福祉サービス等についての苦情に対しては、当事者の訴えをよく聞き、事実確認等を行った上で、必要に応じて千葉県運営適正化委員会等の関係機関と連携し、速やかな解決を図ります。	障害福祉課	修正	19

当事者参画の促進

施策・事業		内 容	所管課等	実施 区分	通番
まちづくりへの参画の促進		障がいのある人からの情報や意見等を聴くために市政懇談会を開催するほか、各種シンポジウムおよび講演会に障がいのある人の参加を促し、市政への参画を促進します。 また、障がいのある人やその家族、障がい者支援事業所等の意見等を各種施策に的確に反映させるため、市と関係者が協働で計画の策定や進捗状況の把握に努めます。	秘書課 障害福祉課	継続	20

選挙における配慮の実施

施策・事業	内 容	所管課等	実施区分	通番
投票しやすい環境の整備と投票の秘密への配慮	各投票所に簡易スロープ、点字器、点字氏名掲示、車いす、老眼鏡、文鎮などを設置するとともに、必要に応じて職員が代理投票（本人の意思を2人の職員で確認したうえで代筆する）を行い、障がいのある有権者が投票しやすい環境づくりを進めます。また、点字投票や代理投票を行う際、投票内容が他の選挙人等に知られることのないよう厳正に実施します。	選挙管理委員会	修正	21

障がい者虐待防止対策・障がい者差別の解消の推進

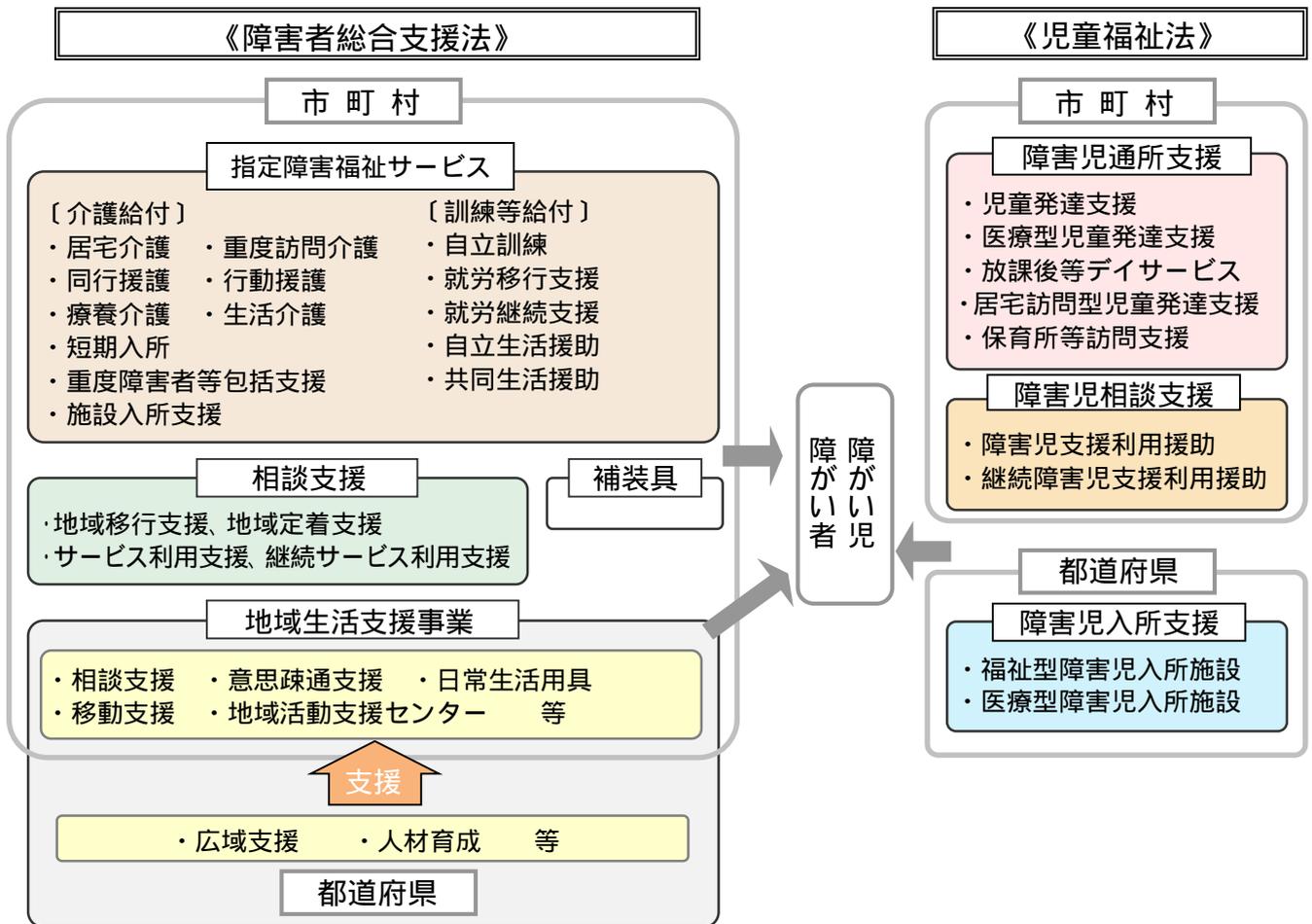
施策・事業	内 容	所管課等	実施区分	通番
障がいのある人の虐待防止等対策	障がいのある人への虐待について、家庭等における暴力対策ネットワーク会議に基づいた対応や相談・支援により、虐待の防止、早期発見・早期対応に努めます。	社会福祉課 障害福祉課 子育て支援課	継続	22
障がい者に対する差別解消の推進	障がいのある人への差別や合理的配慮の不提供について、相談・支援により、差別の解消、合理的配慮の提供の推進を図ります。	障害福祉課	新規	23

(3) 福祉サービスの充実と支援施設の整備

【現状】

障害者総合支援法による、障がいのある人への福祉サービスは、「自立支援給付」と「地域生活支援事業」に大別されます。前者には、訪問や通所による介護・日中活動の場・居住の場等を提供する「指定障害福祉サービス」のほか、「相談支援」、「自立支援医療」及び「補装具」が含まれます。後者は、利用料等具体的な内容を市町村が主体的に、地域の実情や利用者の状況に応じて柔軟に決定できるサービスとなっています。

障がいのある人のための福祉サービスの体系



課題

- 地域生活支援事業について、本市の障がい福祉施策の特色を出すものとして引き続き適切なサービスメニューを提供し、障がいのある人の地域での生活を支えていく必要があります。
- アンケート調査の結果では、「福祉サービスについて困っていること、心配なこと」として、「制度のしくみがわからない」または「どのようなサービスがあるのかわからない」を選んだ人の割合が、平成26年度・平成31年度ともに身体障がいでは第2位、知的・精神障がいでは第1位と高くなっています。利用者にとって特に制度が難解であることがうかがえ、引き続き広報や手続き時の丁寧な説明等が必要です。

問 福祉サービスについて困っていることや心配なことはありますか。

回答	年度	回答数				割合
		身体	療育	精神	合計	
制度のしくみがわからない・どのようなサービスがあるのかわからない	H26	169	37	108	314	30.4%
	H31	278	56	195	529	40.0%
専門用語がわからない	H26	53	22	18	93	9.0%
	H31	70	31	34	135	10.2%
どのサービス提供事業者を選んだらよいかかわからない	H26	74	25	18	117	11.3%
	H31	129	46	34	209	15.8%
サービス提供事業者が少ない	H26	43	36	13	92	8.9%
	H31	54	41	18	113	8.5%
サービス利用の手続きがめんどう	H26	87	28	15	130	12.6%
	H31	96	41	27	164	12.4%
事業者との契約が難しい	H26	18	9	5	32	3.1%
	H31	23	17	9	49	3.7%
サービス利用の経済的負担が重い	H26	74	9	9	92	8.9%
	H31	87	17	22	126	9.5%
利用できるサービス量が少ない	H26	58	26	17	101	9.8%
	H31	80	26	24	130	9.8%
利用したいサービスの種類がない	H26	67	17	14	98	9.5%
	H31	67	25	30	122	9.2%
サービス利用などについて相談相手がいない	H26	52	7	19	78	7.6%
	H31	72	14	32	118	8.9%
その他	H26	26	5	8	39	3.8%
	H31	23	10	5	38	2.9%
特にない	H26	348	28	17	393	38.0%
	H31	340	40	35	415	31.4%
無回答	H26	131	16	12	159	15.4%
	H31	128	12	9	149	11.3%
総数	H26	791	127	115	1,033	
	H31	938	188	196	1,322	

主な取り組み

指定障害福祉サービス等の充実

施策・事業	内 容	所管課等	実施区分	通番
指定障害福祉サービスの推進	障がいのある人の自立の支援・促進や介護者・支援者の負担の軽減を図るため、障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスに属する各事業の推進を図ります。	障害福祉課	継続	24
補装具費の支給	身体上の障がいを補い、日常生活を容易にする補装具の費用を給付し、自立生活の支援・充実を図ります。	障害福祉課	継続	25
障害者地域活動支援センターの充実	地域生活をしている障がいのある人が身体機能を維持し、他者との交流を図っていきいきとした生活を送れるよう、定期的な講座やパソコン開放、理学療法士による相談の実施、就労している障がいのある人の仲間づくりの場の提供など、センター事業の充実に努めます。	障害福祉課	修正	26
地域生活支援拠点等の活用	重 地域生活支援拠点等に必要、相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会の場合、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの各機能が発揮されるよう、必要な事業及び運営者への協力を行うとともに、地域自立支援協議会 [☆] での議論を通じて、機能の維持及び向上を図ります。	障害福祉課	修正	27

地域生活支援事業の充実

施策・事業	内 容	所管課等	実施区分	通番
地域生活支援事業の推進	地域で暮らす障がいのある人の自立・日常生活の支援、および介護者の負担の軽減のため、個々のニーズに合った移動支援や意思疎通支援（手話通訳派遣）、日中一時支援、日常生活用具 [☆] 給付などの地域生活支援事業の推進を図ります。	障害福祉課	継続	28
小児慢性特定疾患児の日常生活用具の給付	小児慢性特定疾患児に特殊寝台等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ります。	障害福祉課	継続	29

* 指定障害福祉サービス、障害児通所支援及び地域生活支援事業については、必要量の見込み及びその確保のための方策を障害福祉計画・障害児福祉計画で定めるため、本計画における取組み事項としては大枠のみとしています。

(4) 保健・医療サービスの充実

【現状】

平成31年度アンケート調査における、身体障がいが発生した年齢及び精神科・神経科を初めて受診した年齢についての質問の結果では、身体障がい者では65歳以上が32.1%と最も多く、次いで50～64歳が26.1%で、両選択肢で過半数を占めており、精神障がい者では19～29歳と30～49歳が多くなっています。特に身体障がい者では、中年期以降の「中途障がい」が多くなっていることが分かります。

問 (身体) あなたの身体障がいは何歳ごろに発生しましたか。(H31年度)

(精神) 初めて精神科・神経科で診療を受けたのは何歳ごろですか。(H31年度)

回答	身体		精神	
	回答数	割合	回答数	割合
0～18歳	56	6.0%	38	19.4%
19～29歳	27	2.9%	61	31.1%
30～49歳	132	14.1%	48	24.5%
50～64歳	245	26.1%	14	7.1%
65歳以上	301	32.1%	4	2.0%
無回答	177	18.9%	31	15.8%
総数	938		196	

一方、健康づくり、介護保険制度の分野においては、それぞれ「健康日本21(第2次)」、国(厚生労働省)の各種通知等によって予防重視型システムの方向性が打ち出されていますが、障がいについても、その原因となり得る傷病を予防するとともに、障がいを早期に発見して的確に内容を把握し、より良い方向付けを行い対応していくことが重要になります。

課題

- 生活習慣病をはじめとする疾病の予防や早期発見、早期治療を行って、身体障がい等の発生予防・重度化の予防に努める必要があります。また、乳幼児健康診査の充実などによる知的障がい等の早期発見・早期対応(早期療育[☆])等や、精神疾患の早期発見・早期治療も重要です。
- 障がいのある人が、その障がいを取り除いたり軽減したりするために必要な治療や、難病[☆]の症状を抑えるために必要な医療が、本人や家族の過度な負担なく受けられることは必要不可欠ですが、同時に、知的障がいのある人などでは、通常に通院や歯科診療などを受ける際にも、障がいのために、症状を的確に伝えることができない場合があることも、大きな課題の一つとなっています。

主な取り組み

早期発見・療育 の体制の充実

施策・事業	内 容	所管課等	実施区分	通番
母子保健事業の推進	新生児訪問、乳児育児相談、1歳6か月および3歳児健康診査の際に医師等による内科診察・健康相談等を行い、疾病や精神・運動発達の遅れを早期に発見して、事後指導・健康相談の充実を図ります。	健康課	継続	30
ライフサポートファイルの活用	障がいのある児童やその保護者が、年代ごとや支援機関ごとの支援を一貫して継続的に受けられるようにするため、関係機関と連携を図り、ライフサポートファイルを活用します。	障害福祉課	修正	31
療育相談・指導の実施	発達障がい [*] 児および発達障がいの疑いのある児童を対象に、基本的な生活習慣や理解力、言語、社会性を習得できるよう、療育・医療相談、個別指導・グループ指導等個々に必要な指導や支援を行い、心身の発達を促進・支援します。	子育て支援課	継続	32

保健サービスの充実

施策・事業	内 容	所管課等	実施区分	通番
各種健（検）診事業の実施	障がいがあっても受診しやすい環境づくりを心がけ、各種がん検診および特定健康診査等を受診し、自らの健康管理に役立てることができるよう図ります。	健康課 保険年金課	継続	33
歯科口腔保健の推進	障がい者（児）の口腔機能を維持するため、歯科保健指導や歯科健康診査を実施します。	健康課	継続	34
感染症の拡大防止及び発生時の支援	障がいのある人等の生活に重大な影響をもたらす恐れがある感染症について、「白井市新型インフルエンザ等対策行動計画」、「白井市新型インフルエンザ対応マニュアル」等に基づき予防及び拡大防止に努めます。また、重大な感染症の発生時には、障がいのある人や障害福祉サービス等事業所に対する必要な支援を迅速に行います。	健康課 障害福祉課	新規	35

医療につなげる支援の充実

施策・事業	内 容	所管課等	実施区分	通番
生活習慣病予防の推進	健（検）診の後に、その結果に応じた生活習慣病予防に関する情報を提供し医療につなげる支援を行います。	健康課	継続	36
健康相談の実施	障がいのある人、難病 [☆] 患者およびその家族を対象に、関係機関等との連携により健康問題に関する相談を実施し、適切な医療が受けられるよう支援します。また、保健師等が障がいのある人、難病患者の自宅や通所している市内の事業所等を訪問し、健康管理に必要な相談・保健指導や家族の健康管理に必要な相談を行います。	健康課	修正	37
医療機関情報等の提供	市民が病院の場所や診療時間、休診日、急病時の対応などを知り、安心して生活を送れるよう、広報紙、ホームページ、健康カレンダー等で医療機関等の情報を提供します。	健康課	継続	38

2 社会参加の支援・促進

(1) 障がい児の保育・教育の充実

【現状】

障がいのある子どもの可能性を最大限伸ばし、将来の社会的な自立や社会参加の実現を図るために、子どもたち一人ひとりの個性や適性に応じた保育・療育[☆]および教育が重要な役割を果たすことから、本市では平成13年度からこども発達センターを設置し、療育体制の充実を図っています。

教育分野では、障がいの種類や程度に応じて特別の場で指導を行う特殊教育から、通常の学級に在籍する学習障がい(LD)[☆]、注意欠陥/多動性障がい(ADHD)[☆]、高機能自閉症[☆]等の児童・生徒も含め、障がいのある児童・生徒についてその一人ひとりの教育的ニーズを把握し適切な教育的支援を行う特別支援教育[☆]への転換が進められました。本市でも、障がいのある児童・生徒の良さや可能性を伸ばし社会的な自立を図るための教育活動を、特別支援教育コーディネーターを活用しながら推進するとともに個別の指導計画を作成して、「個」に応じた指導内容の充実に努めています。令和2年度現在、個別支援学級(特別支援学級)[☆]を、市立の小学校(全9校)に28学級、中学校(全5校)に12学級設置しています。また、言語障がいのために特別な支援を必要とする児童のための通級指導教室が白井第三小学校と南山小学校にあります。

また、平成23年7月の障害者基本法改正によって、障がいのある児童・生徒も障がいのない児童・生徒とともに学ぶインクルーシブ教育[☆]システムの方向性が、特別支援教育と並ぶ学校教育におけるもう1本の柱として示されています。

課題

- 引き続き、さまざまな障がいのある児童・生徒を学校教育全体の中で受けとめ、多様な教育(特別支援教育)を展開することにより、障がいのある個々の児童・生徒に応じた最も適切な教育の場を確保していくことが必要です。
- また、児童・生徒の指導に当たる教職員が障がいや障がいのある児童・生徒に関する認識と理解を深める必要があることから、教職員への研修を充実させることが重要になります。
- ノーマライゼーション[☆]の理念や「ともに生き、ともに参加する地域」を実現するためには、子どもの頃から障がいのあるなしにかかわらず「ともに育ち、ともに学ぶ」という考え方が大切であることから、学校教育において障がいのある児童・生徒と障がいのない児童・生徒との交流教育を拡充することが必要です。
- 学校の放課後や長期休暇中にも、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することや居場所づくりのため、放課後児童対策の推進を図ることが必要です。
- 生涯にわたる人間形成に極めて重要な時期である乳幼児期の子どもについては、充実した毎日を過ごし、障がいの状態や発達の過程・特性等に配慮しながら成長を支援することが重要であるため、児童発達支援の利用や、保育園等における受入れの促進等に努めることが必要となります。

主な取り組み
早期療育・保育の充実

施策・事業	内容	所管課等	実施区分	通番
ライフサポートファイルの活用 〔再掲〕	障がいのある児童やその保護者が、年代ごとや支援機関ごとの支援を一貫して継続的に受けられるようにするため、関係機関と連携を図り、ライフサポートファイルを活用します。	障害福祉課	修正	39
療育相談・指導の実施 〔再掲〕	発達障がい [☆] 児および発達障がいの疑いのある児童を対象に、基本的な生活習慣や理解力、言語、社会性を習得できるよう、療育・医療相談、個別指導・グループ指導等個々に必要な指導や支援を行い、心身の発達を促進・支援します。	子育て支援課	継続	40
保育園における受け入れの推進	市内保育所等における障がい児の入所受け入れ体制の充実に努め、障がい児が自立していけるよう一人ひとりの個性や適性に応じた保育を行います。	保育課	修正	41

学校教育（特別支援教育）の推進

施策・事業	内容	所管課等	実施区分	通番
就学相談の充実	一人ひとりの障がい、能力、適性等に応じた教育ができるよう、就学指導委員会など相談体制の整備を図り、適切な就学相談を行います。	教育支援課	継続	42
通級指導の充実	言語に障がいのある児童が、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら障がいの状態に応じて特別な指導を受けることができる通級指導教室の充実を図るとともに、他校に設置された通級指導教室に自家用車で通う児童の保護者にガソリン代の補助を行います。	教育支援課 学校政策課	修正	43
個別支援学級（特別支援学級）の充実	障がいの種類や程度に応じた教育ができるよう、施設・設備の充実や学級の開設を図り、必要に応じて介助員を配置します。	教育支援課 学校政策課	修正	44
教職員の研修の充実	教職員の障がい者（児）理解を深めるため、研修等の充実を図ります。 また、個別支援学級（特別支援学級）の担任について各種研修を充実させ、担当教諭の資質の向上に努めます。	教育支援課	修正	45

インクルーシブ教育 システムの推進

施策・事業	内 容	所管課等	実施区分	通番
交流教育の充実	各学校の計画に基づき、障がいのある児童・生徒と障がいのない児童・生徒との交流教育を推進します。	教育支援課	継続	46
障がい者理解の促進	小中学校において、障がい者理解のため、ボランティア活動や福祉活動などの充実を図るとともに、障がい者理解の学習や障がいのある人との交流教育を進めるなどの福祉教育を推進します。	教育支援課	継続	47

放課後対策の充実

施策・事業	内 容	所管課等	実施区分	通番
放課後児童クラブ（学童保育）への受け入れ体制の整備	指導員を加配して障がいのある児童を学童保育所で受け入れ、健全育成を図ります。	保育課	修正	48
放課後対策事業の実施	特別支援学校通学児など障がいのある小中高生に放課後の活動場所を提供するため、指定放課後等デイサービス事業所へ障害児通所給付費の支給を行います。	障害福祉課	修正	49

(2) 就労の支援・促進

【現状】

就労することは、生活していくための糧や生きがいなどを得るための手段であるだけでなく、社会参加の最たるものの一つとも言え、障害者総合支援法およびそれに基づく国の基本指針などにおいても、特に力を入れて取り組んでいくべき事項と位置づけられてきました。

本市では、就労支援員を配置して相談対応、関係機関訪問、定着支援等を実施し、障がいのある人の就労を支援していますが、市内における雇用の場は限られているのが現状です。

民間事業者における障がい者雇用を促進するためには、市が率先して障がい者雇用を励行することが重要です。市では平成30年度から、市役所内に「チャレンジオフィスしろい」を創設し、就労の場の提供と企業等への就職に向けた支援を行っています。

一方、障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）による法定雇用率[☆]は年々上昇しており、より一層の取組みが求められています。

障害者法定雇用率

時期	民間企業	国および地方 公共団体等	都道府県等の 教育委員会
H25年4月～	2.0%	2.3%	2.2%
H30年4月～	2.2%	2.5% (H31年度白井市 実績 2.57%)	2.4% (H31年度白井市教委 実績 3.66%)
R3年3月～	2.3%	2.6%	2.5%

平成25年4月から、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）が施行され、国、都道府県、市町村等は、障害者就労施設等の受注の機会を増やすよう努めるとともに、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するための方針を作成しなければならないこととされています。この法律に基づき、本市では、「白井市障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を毎年度制定しています。

また、障害福祉サービス事業所として、本市には、令和3年2月現在、就労に向けた訓練や就職後の定着支援を行う「就労移行支援・就労定着支援事業所」が1箇所、福祉的就労の場を提供し知識や能力の向上を図る「就労継続支援事業所」が5箇所あり、事業所ごとに特色のある支援を行っています。

課題

○企業や官公署における一般就労に向けて、事業主への働きかけ、公共職業安定所（ハロ

ーク) や障害者就業・生活支援センターとの連携等により、就職先の確保に努めていく必要があります。

- 就労移行支援・就労定着支援事業所をはじめとする就労支援機関の利用を促進し、一般就労を目指す人に必要な知識・能力の向上の機会や、就職後の定着支援を提供していくことも必要です。
- 障がいのある人の中には、企業や官公署における一般就労が困難な人も少なくないため、福祉的就労の場の整備・充実も重要な課題となっています。このため、市内での就労支援事業所の運営や新規開設を側面から支援し、活動内容・活動環境のいっそうの充実を図っていくことが必要です。

主な取り組み
一般就労の促進

施策・事業	内 容	所管課等	実施区分	通番
障がい者雇用への理解の促進	市地域自立支援協議会 [☆] に就労支援部会を設置し、事業者も交えて議論することなどにより、障がい者雇用についての事業者の理解促進を図ります。	障害福祉課	修正	50
連携の推進・強化	公共職業安定所（ハローワーク）や障害者就業・生活支援センターとの連携を推進・強化し、相談と情報提供など、適切な対応を図ります。また、特別支援学校、障害福祉サービス事業所、事業主等の関係機関と連携することにより、相談や指導を行います。	障害福祉課 産業振興課	修正	51
就労・生活支援機能の整備	障がいのある人の就労に関する相談に、生活全般の問題も含めて対応・調整できるよう、市内委託相談事業所や障害者就業・生活支援センターとの連携の充実を図ります。	障害福祉課	修正	52
一般就労の支援	就労支援員を設置し、一般就労に向けた相談に応じます。また、チャレンジドオフィスで知的障がい者・精神障がい者を雇用し業務を行うことで一般就労へ向けた支援を行い、特別支援学校の生徒や障害者就業支援事業所へ通所する人に対し職場実習の機会を提供します。	障害福祉課	修正	53
公共機関における障がい者雇用の推進	市役所、図書館などの公共施設において、障がいのある人の雇用を推進し、法定雇用率 [☆] 以上の雇用に努めます。	総務課	継続	54

福祉的就労の促進

施策・事業	内 容	所管課等	実施区分	通番
就労継続支援事業の利用促進	福祉的就労の機会を拡大するため、市福祉作業所における就労継続支援事業を運営するとともに、市内外の就労継続支援事業所の情報を積極的に提供し、利用を促進します。	障害福祉課	修正	55
「優先調達」の推進	白井市障害者就労施設等からの物品等の調達方針の内容を、調達実績とともに公表します。また、市の各部課に市内就労施設等が供給できる物品等について情報提供し、物品等調達額の増加に努めます。	障害福祉課	継続	56

(3) 各種活動の支援・促進

【現状】

人の生活の質を向上させるうえで、スポーツ・レクリエーション、文化芸術等にふれる余暇活動は重要な役割を果たします。

現在、障がいのある人のスポーツ活動への支援については、千葉県障害者スポーツ大会の参加募集・運営補助や、障がいの有無にかかわらず軽スポーツやレクリエーションを通じた交流を促進する「ふれあい広場チャレンジパーソンズスポーツ」の開催などがあり、また、国のスポーツ基本計画に基づき、地域住民が自主的に運営する総合型地域スポーツクラブとしては県内初の障がい児者のためのクラブである「しろいチャレンジド・スポーツクラブ」も活動しています。

文化活動への支援に関しては、千葉県身体障害者作品展への出展募集・補助や、市保健福祉センターロビーでの書画・陶芸等の作品展示等を行っています。また、図書館では障がいのある人へ資料の郵送や宅配、貸し出し期間延長などの柔軟なサービスを行っています。

障がいのある人が、スポーツや芸術、地域活動等に積極的に参加していくためには、障がいの種類や程度に応じた支援が必要です。例えば、肢体不自由、視覚障がい、聴覚障がいがある人などは、外出、情報収集、コミュニケーションの確保等に大きなハンディキャップを抱えており、これらについての支援が適切に行われる必要があります。市では、福祉タクシー事業、福祉車両「ゆうあい号」の貸出し、コミュニティバス「ナッシー号」の運行、障害福祉サービスによる同行援護、地域生活支援事業による手話通訳派遣や移動支援、市社会福祉協議会への委託による外出支援サービス等を行っています。

障がいのある人にとって、当事者やその家族等によって運営される団体の存在は、相談、情報交換、支えあい・助けあい、レクリエーションや社会参加の場として果たす役割が大きく、かけがえのないものとなっていることから、これらの団体の活動への支援も重要です。平成31年度末現在、市内には、「白井市身体障害者友の会 にこにこ」、「白井市手をつなぐ育成会」、「白井市聴覚障害者協会(友の会)」、「白井市視覚障害者白井あゆみの会」、市こども発達センター利用児の保護者による「いちごの会」、精神障がいのある人の家族による「しらゆりの会」などの団体があり、それぞれの目的に応じた特色のある活動が行われています。

課題

- さまざまな障がいのある人が、スポーツや文化活動などにできる限り気軽に参加できるよう、活動メニューの充実や、サークル活動などの自主的な活動への支援を継続していくことが必要です。
- 障がいのある人の各種活動の機会を増やし、社会参加を促進するためには、情報を滞りなく的確に把握し、コミュニケーションをとれることや、外出・移動手段の確保することが必要であり、これらについての支援を障がいの種類や程度に応じて適切に行っていくことは重要な課題です。特に、コミュニケーションについては、急速に進化する情報コミュニケーション技術[☆]を活用できるような支援が必要となっています。

○障がいのある人やその家族等による団体については、新規加入者の減少や会員の高齢化などによる会員数の減少に苦慮しているケースもあることから、団体活動の活性化につながる支援を継続的に行っていく必要があります。

主な取り組み

外出、コミュニケーション支援施策の推進

施策・事業	内 容	所管課等	実施区分	通番
外出支援対策の推進	障がいのある人の外出機会を拡大するため、福祉タクシー事業や地域生活支援事業の移動支援事業・意思疎通支援事業の推進のほか、福祉車両の貸し出しや通院の送迎など地域のニーズに合ったサービスの推進を図ります。	障害福祉課 社会福祉協議会	継続	57
コミュニティバスの継続的な運行	障がいのある人を含めた交通弱者の日常生活における移動手段等を確保するため、コミュニティバスの充実を図りながら継続的に運行します。	都市計画課	修正	58
多様な活動機会の提供	障がいのある人のニーズに合わせ、障害福祉サービスによる同行援護、地域生活支援事業の意思疎通支援事業、ボランティア活動などを活用して、支援員や手話通訳者等を派遣し、さまざまな活動に参加する機会の提供を図ります。	障害福祉課 社会福祉協議会	修正	59

スポーツ・文化芸術活動等の促進

施策・事業	内 容	所管課等	実施区分	通番
スポーツ・文化等活動の支援・促進	障がいのある人も気軽に参加しやすい行事・講座・教室の開催、指導者の育成、学校体育施設の開放、サークル活動への参加相談などを行い、障がいのある人のスポーツ・文化芸術・レクリエーション活動を支援・促進します。	障害福祉課 生涯学習課	修正	60
「ふれあい広場チャレンジパーソンスポーツ」の推進	市と他団体との共同で開催している「ふれあい広場チャレンジパーソンスポーツ」への障がい当事者の参加を促進し、社会参加の実現を図ります。	障害福祉課	継続	61

当事者団体等の育成・支援

施策・事業	内 容	所管課等	実施区分	通番
障がい者団体の育成・支援	障害者地域活動支援センター、地域福祉センターを中心として、障がい者関連団体の活動の場の提供や育成を図ります。	障害福祉課	修正	62
団体間のネットワークづくりの支援	当事者団体相互の連携の強化とネットワークづくりを支援します。	障害福祉課	継続	63

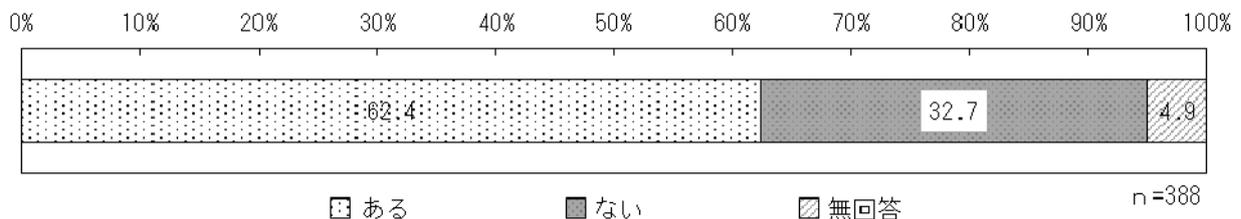
3 快適で人にやさしいまちづくりの推進

(1) 福祉活動の促進

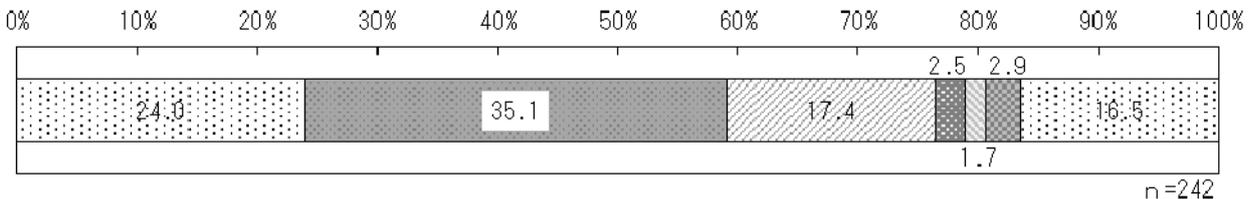
【現状】

障害者手帳を所持しない人への平成 31 年度のアンケート結果では、地域社会の中において障がいのある人に対する意識等に「特別なへだたり」があると思う人が 6 割以上を占めており、その理由としては「障がいのある人を特別視する風潮がある」が最も多くなっています。このように、社会における障がいのある人への意識上の障壁（バリア）は未だ存在しており、「心のバリアフリー[☆]」が達成されたとは言い難い状況になっています。

問 地域社会の中で、障がいのある人に対する意識等に、特別なへだたりがあると思いますか。



問 前問で「ある」と答えた理由



- 障がいのある人を援護する精神が社会に育っていない
- 障がいのある人を特別視する風潮がある
- 若い頃から障がいのある人とふれあう機会がない
- 障がいのある人に配慮した施設がない
- その他
- わからない
- 無回答

また、障がいのある人が生活していくうえで、現在では、交流、話し相手、配食、外出といった多様な分野の支援活動がボランティアによって提供されています。ボランティア活動には、公的サービスとは異なり、提供者と利用者の区別のない仲間関係が醸成されやすいという特徴があるほか、災害時支援の取組みなど、活動内容と担い手の裾野が広がっており、保健・医療・福祉等の公的サービスと並び、不可欠な存在になっています。

課題

○障がいのある人もない人も共に生きる地域の実現に向けて、障がいや、障がいのある人についての正しい理解と認識の定着を促進していくため、「広報しろい」や社会福祉協議会が発行している「社協しろい」をはじめ、ホームページ、パンフレット類の窓口配布

など、多様な方法により、市民への広報・啓発を積極的、継続的に行っていく必要があります。

- 障がいの有無は、見た目でわかる場合もありますが、知的障がい、精神障がい、難病[☆]や、身体障がいのうち内部障がい、聴覚障がいなど、外見ではわからない障がい等が多くあります。また、近年は、発達障がい[☆]や高次脳機能障がい[☆]などの認知が進んできているほか、医療的ケア児・者や重症心身障がい児・者などへの支援の必要性も注目されています。このような障がいの多様性に十分留意したうえで、正しい理解を広めるよう、地道に努めていく必要があります。
- 障害者手帳を所持しない人へのアンケート結果では、障がいのある人との交流の経験について、「ボランティア活動で知り合った」という回答が平成26年度は6.8%、平成31年度は4.9%あり、ボランティア活動が、障がいのある人と交流するきっかけの一つにもなっていることがうかがえます。こうしたことから、ボランティアの育成、地域におけるボランティア活動体制の強化などの取組みをさらに進めていくことが必要になっています。

問 今までに障がいのある人と交流した機会（複数回答）

回 答	H26		H31	
	回答数	割合	回答数	割合
家族や親戚に障害のある人がいる・いた	67	32.7%	114	29.4%
友人や知人に障害のある人がいる・いた	53	25.9%	82	21.1%
近所に障害のある人がいる・いた	40	19.5%	65	16.8%
地域の行事などで知り合った	5	2.4%	6	1.5%
学校で一緒に勉強した・している	33	16.1%	69	17.8%
職場で一緒に働いている・働いた	37	18.0%	64	16.5%
ボランティア活動で知り合った	14	6.8%	19	4.9%
ふれあう機会はなかった	47	22.9%	98	25.3%
その他	14	6.8%	26	6.7%
無回答	3	1.5%	11	2.8%
全 体	205		388	

主な取り組み
啓発活動の充実

施策・事業	内容	所管課等	実施区分	通番
理解の啓発推進	市民に障がいや障がいのある人への理解のための情報を、広報紙、ホームページ等への掲載や講演会・研修会等の開催、福祉サマースクールなどによって提供し、理解についての普及啓発の推進を図ります。	障害福祉課 社会福祉協議会	継続	64
障害者週間行事の開催	障害者週間（12月3日～9日）に合わせて、障害者週間行事の開催に取り組みます。	障害福祉課	継続	65
職員等の研修機会の充実	職員および教職員を対象とした、障がい・障がいのある人に関する研修への参加の機会を設け、その充実を図ります。	総務課 障害福祉課 教育支援課	継続	66
障がい者理解の促進 〔再掲〕	小中学校において、障がい者理解のため、ボランティア活動や福祉活動などの充実を図るとともに、障がい者理解の学習や障がいのある人との交流教育を進めるなどの福祉教育を推進します。	教育支援課	継続	67

ボランティア活動の促進

施策・事業	内容	所管課等	実施区分	通番
ボランティアセンター活動の強化	ボランティア活動や福祉 NPO 活動を支援するとともに、ボランティアを必要とする人との間をつなぐボランティアセンターの充実を図ります。	社会福祉協議会	継続	68
ボランティアの育成	ボランティアセンターなどにおいて障がいのある人とのコミュニケーションの方法、人権擁護意識についての学習等専門的な研修等を行い、多様なニーズに対応できるようボランティアの育成を図ります。また、活動しやすい環境づくりを進めながら、組織的な活動になっていくように支援し、地域に根づいた継続的な活動の促進を図ります。	社会福祉協議会 障害福祉課	継続	69

ボランティア情報の充実	<p>広報紙「社協しろい」やホームページ、ボランティアセンター情報紙で障がい者ニーズ等の紹介を行い、住民啓発とボランティア登録者の増強を図ります。また、手話・朗読等の障がい者関連の各種講座の開催につき、広く情報提供を図ります。</p>	社会福祉協議会	継続	70
地域ぐるみ福祉ネットワーク事業の促進	<p>地区社会福祉協議会（市内7地区）による「いきいきサロン」など、地域の特性を活かした地域ぐるみ福祉ネットワークの促進を図ります。</p>	社会福祉協議会	継続	71

(2) バリアフリー、ユニバーサルデザイン の推進

【現状】

本市では、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）や千葉県福祉のまちづくり[☆]条例等に基づいて、歩道の段差・勾配改良や視覚障がい者誘導ブロックなどの整備、学校施設の耐震等改修、パトロールによる歩道の安全点検、鉄道事業者と協力しての白井駅・西白井駅の整備などを行ってきました。平成30年度に使用を開始した新市庁舎では、段差の解消、議場への車いす席の設置、障がい対応エレベーター・多目的トイレの設置など、旧庁舎で不足していたバリアフリー設備を導入しています。

課題

- 障がいの有無、年齢、能力等にかかわらず誰でも公平に使用でき、すべての人が住みやすい福祉のまちづくりを進めていくための基本的条件として、さまざまな物理的障壁（バリア）を取り除いていくこと、またそもそもはじめから障壁をつくらないまちづくりを進めていくことが必要です。
- 障がいのある人の生活の場全体を見渡してバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進を図っていくため、公共の施設、事業所、道路、公園等での対応にとどまらず、住宅におけるバリアフリー化などの施策を推進していく必要があります。
- ハード面におけるバリアフリー、ユニバーサルデザインを推進していくのと併せて、障がいのある人等が安心して施設等を利用できるための維持管理や、だれもが利用しやすい交通手段の確保など、ソフト面での環境整備も必要とされています。

主な取り組み

外出環境の整備（福祉のまちづくり）

施策・事業	内容	所管課等	実施区分	通番
都市公園の環境整備	障がいのある人を含めたすべての利用者が、安全で快適に利用できる都市公園の環境整備を推進します。	都市計画課	修正	72
公共施設のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進	身体障がい者等の自立と積極的な社会参加を支援・促進するため、誰もが利用する建築物において、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）と千葉県福祉のまちづくり条例に基づき身体障がい者等が安全に安心して利用できるような整備を推進します。	公共施設マネジメント課 教育総務課	修正	73
民間建築物における福祉的配慮の推進	千葉県福祉のまちづくり条例の対象となる公益的施設等の新設や改修を行う場合は、誰もが利用しやすい施設となるように配慮の協力をお願いするとともに、県が実施する施策に協力していきます。	建築宅地課	修正	74
交通安全施設等の整備	障がいのある人や高齢者が道路を安全に通行できるよう、歩道の新設、視覚障がい者誘導ブロックの敷設、歩道の段差や勾配の改良、音響式信号機設置の要望等を、関係機関と協力しながら計画的に推進します。	道路課	修正	75
路上放置物等障害物の解消	障がいのある人が歩道を安全に安心して通行できるよう、関係機関と協力して不法占有物の撤去を行うとともに、歩行空間の確保に努めます。	道路課	継続	76

住宅バリアフリーの促進

施策・事業	内容	所管課等	実施区分	通番
住宅増改築相談の実施	障がいのある人が生活しやすいように工夫された住宅の整備を進められるよう、住宅増改築相談の充実と推進に努めます。	建築宅地課	継続	77
住宅改造費助成制度の推進	障がいのある人が在宅で快適に日常生活を営み、自立および介助に適した環境を実現できるよう、浴室、トイレ、廊下等の改造に要する費用の一部を助成し、住環境の充実を図ります。	障害福祉課	継続	78

(3) 防災・防犯等対策の推進

【現状】

第2章2「アンケート調査結果の要点」で示したとおり、障がいのある人への平成31年度のアンケート結果では、災害時にひとりで避難や対処ができると答えた人は全体の50%以下となっており、避難や、避難先での生活等に不安を感じる人も多くいます。特に近年は大規模な自然災害が増えており、平成23年に発生した東日本大震災や、令和元年に発生した台風15・19号などによる甚大な被害は、避難行動や在宅者支援についての普段からの対策の重要性が改めて浮き彫りになりました。

また、平成23年の障害者基本法改正では、「障害のある人の、消費者としての利益の擁護・増進」に関する規定が盛り込まれましたが、国の消費者白書（令和元年度版）によれば、障がいのある人からの消費生活相談の件数は近年増加し、平成30年においては全国で2万件以上となっており、障がいのある人が詐欺等の被害にあう恐れが依然高いことがうかがえます。本市では、消費生活センターを設置し、障がいのある人も含めたすべての市民を対象に、消費生活に関する相談への対応・苦情処理などを行っています。

課題

- 平成31年度のアンケート結果では、災害が起きたときに不安に思うこととして、身体障がいのある人では「避難先での食事、トイレ、入浴など」、知的障がいのある人では「自分だけでは避難できない」こと、精神障がいのある人では「避難先で介助が受けられるか」、難病[☆]患者では「避難先での薬や医療体制」がそれぞれ最も多く挙げられており、障がいの種類などによって広範な不安やニーズがあることがうかがえます。市の地域防災計画を基本として、災害時に速やかな対応を行うとともに、避難行動要支援者名簿の活用等により個別の障がい特性に配慮した支援ができるよう、体制づくりや訓練などを実施していくことが必要になっています。
- 自治会などが母体となり、地域の人々が自主的に連帯し防災活動を行う自主防災組織は、特に災害の初期段階において、障がいのある人などの在宅の避難行動要支援者の家の見廻りや、必要に応じて避難誘導を行うなど、非常に重要な存在となります。このため、自主防災組織への市民の理解と協力を促すための意識啓発や、組織づくりへの支援が求められます。

主な取り組み

防災・防犯等対策の推進

施策・事業	内 容	所管課等	実施区分	通番
防災知識の普及	障がいのある人および介助者等の防災に関する知識の普及を図るため、パンフレット、市広報紙等による啓発や防災訓練を行います。また、災害時に障がいのある人が安全に避難できるよう、防災訓練への参加の促進を図ります。	危機管理課	継続	79
緊急時の体制の整備	救急キット、ヘルプカード、ヘルプマークやネット119の活用により、緊急時の支援活動における救援活動が円滑・迅速に実施できるよう、体制の整備に努めます。	障害福祉課	修正	80
地域防災コミュニティを主体とした地域障がい者支援策の確立	地域の住民がお互いに協力しあい、地域全体の安全を守るという意識の高揚と自発的な防災活動を促進して自主防災組織の設立を図り、福祉関係者、消防機関および自主防災組織等が連携、協力しながら地域内の避難行動要支援者（災害時要援護者）の把握に努め、地域における障がいのある人の救護体制の確立を図ります。	危機管理課	継続	81
名簿・「個別支援計画」の作成	重 白井市避難行動要支援者避難支援プランについては、策定時に市民を対象に、公民センター等市内6箇所で説明会を実施したほか、パブリックコメントを実施し、プランへの理解が深まるよう努めてきましたが、今後も個人情報の提供先や連携する支援機関の役割を明確にするなどして理解・安心の確保に努め、対象者名簿の整備・更新を推進します。 また、個別支援計画については、市民への理解を進めるとともに、対象者の個別支援計画の策定を進め、システム改修と合わせて対象者からの同意確認を行います。	危機管理課	修正	82
供給協定の締結	災害発生により被災した障がい・病気のある人等が必要とする医療品や器具等について、関係機関とあらかじめ供給協定の締結等を行い、確保に努めます。	危機管理課	継続	83

避難所における配慮の充実等	<p>障がいのある人が、避難所において、必要な介護や障がい特性に応じた支援を受け、プライバシーの保護を確保できるよう配慮するとともに、仮設住宅への優先的な入居に努めます。</p> <p>また、災害発生時の、障がいによる要支援者を対象とした福祉避難所の開設を検討し、市内・近隣の障害者支援施設等と協定を締結していきます。</p>	危機管理課	継続	84
犯罪被害防止の普及	<p>障がいのある人が犯罪被害に遭わないための知識を習得できるよう、防犯講話などにより普及を図ります。</p>	市民活動支援課	修正	85

消費生活相談の実施

施策・事業	内 容	所管課等	実施区分	通番
消費生活相談等の実施	<p>消費生活センターで、窓口での相談の他、電話での相談も受け付ける消費生活相談を継続し、障がいのある人も含めたすべての市民の消費生活全般についての相談や苦情を受け付け、解決を支援します。また、広報紙、ホームページ、消費者だより等で消費者被害の事例情報、悪質商法の手口等に関する情報、訪問や勧誘による販売やネットショッピング等の留意点等の消費生活に関する情報提供を行うほか、ニーズに沿った消費者講座等を開催します。</p>	産業振興課	修正	86

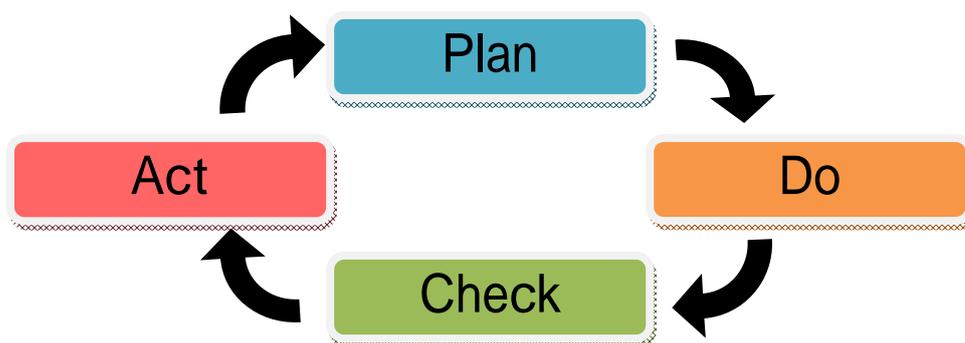
第5章 計画の推進と進行管理

1 推進・進行管理

(1) PDCAサイクルに基づく進行管理

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析と評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講じること（PDCAサイクル）とされており、本計画もこの考え方を基本とします。

PDCAサイクルのイメージ



Plan（計画）	目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する
Do（実行）	計画に基づき活動を実行する
Check（評価）	活動を実施した結果を把握・分析し、考察する（学ぶ）
Act（改善）	考察に基づき、計画の目標、活動などの見直しを行う

(2) 推進体制の確立

本計画は保健・医療・福祉・教育・労働・交通・まちづくりなど多くの分野の内容を含んでおり、その推進のためには、障がいの内容やライフステージに対応したきめ細やかで一貫した施策を実施できる体制づくり（行政施策の総合化）が不可欠です。

また、障がいの重度化や中途障がい者の増加などに伴い、特に保健・医療・福祉の連携がますます重要になっています。社会福祉課障害福祉班の充実・強化を図って保健・医療・福祉の連携体制を強化し、サービスの総合的かつ効果的な提供に努めます。

(3) 関係機関などとの連携

障がいのある人の要望に適切に対応していくため、社会福祉協議会や関係機関・団体などとの連携を強化し、サービスの提供などに努めます。また、施設の整備や利用、総合的・専門的な相談体制の充実など市単独ではなく広域的に取り組んだ方が良いものについては、周辺市町や県などとの連携のもとに取り組んでいきます。

(4) 市民の参画

広報活動の充実や福祉・ボランティアなどに関する学習機会の提供などにより、市民の参画を促進します。

(5) 評価と公表

白井市では、平成 19 年度に、サービス提供事業者や障がい者団体等の代表者で構成する白井市地域自立支援協議会[☆]を設置し、生活支援部会・就労支援部会で分野ごとの情報交換や課題整理、政策提案、さらには全体会での全体調整・全体方針検討などを行っています。

この白井市地域自立支援協議会を活用して本計画の推進状況を確認・評価し、広報紙やホームページ等を通じて市民に公表・報告していきます。

(6) 人材の確保と資質の向上

本計画を推進するうえで不可欠となる専門職員をはじめ、手話通訳者、ガイドヘルパー、ボランティアなど福祉的人材の確保・育成に努めるとともに、その資質の向上を図ります。

第6章 付属资料

資料 1 用語の説明

【あ / ア行】

一般就労

一般的に、企業や公的機関等に就職し、労働契約を結んで働く就労形態を指す。本計画においては、障害者手帳を所持している人及び障害者手帳の有無に関わらず障害福祉サービス等を利用している人が、これらの就業先に就労することを指すものとする。なお、一般就労に対し、就労継続支援事業所や、生活保護法に基づく授産施設等で福祉サービスを受けながら働くことを「福祉的就労」と言うことがある。

インクルーシブ教育

障がいのある子どもを含むすべての子どもに対し、子ども一人ひとりの教育的ニーズに合った適切な教育的支援を、通常の学級において行う教育のこと。「インクルーシブ (Inclusive)」とは、「include (含む、含める)」の形容詞形で、直訳すると「包容する教育」などとなる。

【か / カ行】

学習障がい (LD)

知的発達に遅れはないものの、聞く・話す・読む・書く・計算する・推論する能力のうち、特定のものの習得や使用に困難をきたす障がい。「LD」は、Learning Disabilitiesの略である。

基幹相談支援センター

総合的な相談業務 (身体障がい・知的障がい・精神障がい) 及び「成年後見制度利用支援事業」を実施する機関で、具体的な業務は、○身近な地域の相談支援事業者で対応できない個別事例への対応、○地域の相談支援の中核的な役割、を基本としつつ地域の実情に応じて実施することとされている。

ケアマネジメント

障がいのある人の地域における生活を支援するため、当事者の保健・医療・福祉に渡る幅広いニーズと、地域の社会資源によって提供される複数のサービスを適切に結びつけて調整し、総合的かつ継続的なサービス提供体制を確保する援助方法。

高機能自閉症

「自閉症」(「他人との社会的関係の形成が困難」、「言葉の発達の遅れ」、「興味や関心が沸く範囲が狭い」等の特徴がみられる行動上の障害)のうち、知的発達の遅れを伴わないもの。

高次脳機能障がい

交通事故や転倒等による外傷性脳損傷や、脳血管障害・脳腫瘍等の疾患によって、脳の一部が損傷を受けることにより起こる障がい。「昔のことが思い出せない (記憶障がい)」、「物事に集中できない (注意障がい)」、「状況の変化に対応しながら行動できない (遂行機能障がい)」、「欲求や感情のコントロールができない (社会的行動障がい)」等の症状を伴う。

個別支援学級 (特別支援学級)

小学校、中学校、高等学校および中等教育学校に設けることができる学級で、通

常学級での学習指導が難しい児童生徒を対象に、少人数制のクラスで授業を行い、一人一人に合わせた適切な学習を行うことを目的としている。白井市では、この設置目的を踏まえ、特に「個別支援学級」と呼称している。

【さ行】

支援費制度

それまでの「措置制度」（県や市町村が、サービスの内容・サービスを行う事業者や施設を決定していた）に代わって平成15年4月から新たに開始された障がい者福祉サービス利用制度。障害のある人自身が、希望するサービスとそれを提供する事業者や施設を選択し、契約を結んだ上でサービスを利用した。

情報コミュニケーション技術（ICT技術）

元来は「IT（Information Technology）」という表現で「コンピューターによる情報処理やデータ通信に関する技術」を総称していたが、現在ではそれに「コミュニケーション（Communication）…通信、意思の疎通」が加わり、「ICT」という表現が用いられることが多くなっている。

自立支援協議会

障害者総合支援法に基づき、相談支援事業に携わる人や行政職員、関係団体によって構成される組織。障がいのある人がニーズに合わせて適切にサービスを利用できるための地域における連携および支援の体制について話し合うことを主な目的とする。

成年後見制度

判断能力が不十分な障がいのある人や高齢者等について、家庭裁判所によって選任された成年後見人（保佐人・補助人）が契約や財産管理、身上監護等の法律行為全般を行い、本人が法律上の不利益を被らないように支援する制度。

【た行】

注意欠陥 / 多動性障がい（ADHD）

発達障がい的一种で、年齢または発達に不釣り合いな注意力・衝動性・多動性等により、社会的な活動や学業等の機能に支障をきたす行動の障がい。「ADHD」は、Attention Deficit / Hyperactivity Disorderの略である。

特別支援教育

従来の「特殊教育」から転換された教育制度で、障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた取り組みを支援するという視点に立ち、一人ひとりの必要に応じて能力を高め生活や学習上の困難を改善・克服するために適切な指導や必要な支援を行うもの。

【な / ナ行】

難病

①原因不明で治療方法が未確立であり、かつ後遺症を残すおそれがある疾病、②経過が慢性に渡り、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病のこと（厚生労働省「難病対策要綱」（昭和47年策定）での定義）。平成27年に施行された「難病の患者に対する医療等に関する法律」では、「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養

を必要とすることとなるもの」と定義され、平成30年4月現在で331疾病が指定されている。

日常生活自立支援事業

利用者本人が社会福祉協議会と契約を結び、福祉サービスの利用援助（情報提供、助言、手続きの援助など）や日常的な金銭管理などのサービスを受けることができる制度。「成年後見制度」の補完的な性格を持つ。

日常生活用具

障がいのある人の日常生活の便宜を図るための用具。特殊寝台、特殊マット、ストーマ（人工肛門及び人口膀胱）装具等が該当する。

ノーマライゼーション

「障がいの有無に関係なく、すべての人達が社会の一員として共生できるための社会基盤をつくる」という考え方。

【は/八行】

発達障がい

遺伝等の諸要因により、主に低年齢の時期にかけて発達の遅れが発現する障がい。発達障害者支援法では、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」を発達障がいとして定義づけている。

バリアフリー

障がいのある人や高齢者等にとって障壁（バリア）となるものを取り除き、快適な生活が送れる社会をめざす、という考え方。現在は、道路や施設の段差等の物理的な障壁だけでなく、社会的・制度的・心理的な障壁を取り除くという意味でも用いられている。

福祉のまちづくり

高齢者や障がいのある人をはじめとしてすべての人が安心して生活し、自由に行動し、平等に参加できる社会をつくりあげることを目指すもので、具体的には高齢者や障がいのある人などが安全・快適に利用しやすい施設の整備など物理的な対応を主な内容とする。千葉県を含む各都道府県で「福祉のまち(街)づくり条例」が制定され、市町村にも責務が課されている。

法定雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づいて民間企業・地方公共団体等に対して定められた、障害のある人の雇用割合のこと。令和3年3月からは、一般の民間企業（常用労働者数43.5人以上の企業）は2.3%、国・地方公共団体は2.6%、都道府県等の教育委員会は2.5%に相当する数以上の障がいのある人を雇用することが義務づけられている。

【ヤ行】

ユニバーサルデザイン

年齢や障がいの有無等にかかわらず、最初からできるだけ多くの人々が利用可能であるようにデザインする、という考え方。その対象となるものは、施設や製品だけでなく、教育や文化、情報提供等に至るまで多岐に渡る。

「バリアフリー」がもともとあったバリア（障壁）を事後的に取り除く考え方
ことであるのに対して、「ユニバーサルデザイン」は、事前の対策として性別や年
齢、障がいの有無にかかわらずすべての人にとって安全で快適、使いやすいこと
をめざす考え方のことを言う。

【5行】

療育

「障がいのある子どもの治療と教育（保育）」を意味する言葉で、障がいの軽減
や進行の予防、発達支援、日常生活動作の訓練等を通じて社会性を身に付けるため
の援助を行うこと。

資料2 白井市附属機関条例

平成24年 条例第24号
最終改正 令和2年3月25日

(趣旨)

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関（以下「附属機関」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市長及び教育委員会に別表に掲げる附属機関を置き、当該附属機関において担任する事務、組織、委員の構成、定数及び任期は、同表に掲げるとおりとする。

(会長及び副会長)

第3条 会長又は委員長（以下「会長」という。）及び副会長又は副委員長（以下「副会長」という。）は、委員の互選により定める。

2 会長は、当該附属機関の事務を総理し、当該附属機関を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 副会長を置かない附属機関にあつては、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する者がその職務を代理する。

(委員の委嘱等)

第4条 委員は、市長（教育委員会の所管に属する附属機関にあつては、教育委員会。以下同じ。）が委嘱又は任命する。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員が委嘱又は任命されたときの要件を欠くに至ったときは、委員を辞したものとみなす。

(専門委員等)

第5条 前条の委員のほか、附属機関に専門委員、臨時委員その他これらに準ずる委員（以下「専門委員等」という。）を置くことができる。

2 専門委員等は、市長が委嘱又は任命する。

3 専門委員等は、その任務が終了したときは、解嘱又は解任されるものとする。

(会議)

第6条 附属機関の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員（臨時委員を含む。次項において同じ。）の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(参考意見等の聴取)

第7条 附属機関は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(白井市情報公開・個人情報保護審査会の特例)

第8条 白井市情報公開・個人情報保護審査会（以下この条において「審査会」という。）は、審査請求に係る事項の調査審議に関し必要があると認めるときは、諮問をした実施機関（白井市情報公開条例（平

成 1 1 年条例第 2 号) 第 2 条第 1 号に規定する実施機関及び白井市個人情報保護条例 (平成 1 3 年条例第 1 5 号) 第 2 条第 2 号に規定する実施機関をいう。以下同じ。) に対し、審査請求のあった処分に係る情報 (白井市情報公開条例第 2 条第 2 号に規定する情報をいう。) 又は自己情報 (白井市個人情報保護条例第 1 3 条第 1 項に規定する自己の個人情報をいう。) の提示を求めることができる。この場合において、何人も、提示された情報の公開又は自己情報の開示を求めることができない。

2 諮問をした実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあった場合には、これを拒んではならない。

3 審査会は、審査請求に係る事件に関し、必要な調査をすることができる。

4 審査会の委員及び当該審査会の専門委員等は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(白井市交通安全対策会議の特例)

第 9 条 第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、白井市交通安全対策会議の会長は、市長をもって充てる。

(白井市都市計画審議会の特例)

第 1 0 条 第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、白井市都市計画審議会の会長は、学識経験を有する者につき委嘱された委員のうちから委員の選挙によって定める。

(委任)

第 1 1 条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市長又は教育委員会が別に定める。

(白井市情報公開・個人情報保護審査会委員等の罰則)

第 1 2 条 第 8 条第 4 項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の懲役又は 5 0 万円以下の罰金に処する。

附 則

略

別 表(第 2 条関係)

執行機関	附属機関	担任する事務	組織	委員の構成	定数	任期
市長	略					
	白井市障害者計画等策定委員会	障害者基本法 (昭和 4 5 年法律第 8 4 号) 第 1 1 条第 3 項の規定に基づく白井市障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成 1 7 年法律第 1 2 3 号) 第 8 8 条第 1 項の規定に基づく白井市障害福祉計画の策定に関する事項について調査審議すること。	委員長 副委員長 委員	(1) 学識経験を有する者 (2) 民生委員・児童委員 (3) 公共的団体等の代表者 (4) 障害者団体の代表者 (5) 市民	1 5 人以内	策定するまで
	略					

資料3 白井市障害者計画等策定委員会委員名簿

(1) 策定時(任期 平成26年6月23日~平成28年3月31日)

附属機関条例における選出区分	氏名(敬称略)	所属・職名
障害者団体の代表者	吉 武 律 子	白井市心身障害児者父母の会
	高 柳 照 夫	白井市身体障害者友の会「にこにこ」
	亀 山 二三雄	しらゆりの会
	黒 澤 綾 子	白井市視覚障害者白井あゆみの会
	吉 田 優 子	白井市聴覚障害者協会
	上 野 千 歌	いちごの会
学識経験者	◎竹 原 厚三郎	帝京平成大学現代ライフ学部 教授
民生委員・児童委員	福 岡 幸 子	白井市民生委員児童委員連絡協議会
公共的団体等の代表者	松 本 千代子	白井市社会福祉協議会
	鶴 岡 恵美子	白井市ボランティア連絡協議会
	○林 晃 弘	白井市障害者支援センター指定管理者
	宮 沢 友 子	白井市地域自立支援協議会
市 民	中 村 賢 久	(公 募)
	堀 切 和 雅	
	梨 本 しげみ	

(2) 中間見直し時(任期 令和元年10月7日~令和3年3月31日)

附属機関条例における選出区分	氏名(敬称略)	所属・職名
障害者団体の代表者	吉 武 律 子	白井市手をつなぐ育成会
	高 柳 照 夫	白井市身体障害者友の会「にこにこ」
	田 中 京 子	しらゆりの会
	黒 澤 綾 子	白井市視覚障害者白井あゆみの会
	平 野 順 子	白井市聴覚障害者協会
	中 村 愛	いちごの会
学識経験者	◎松 浦 俊 弥	淑徳大学総合福祉学部 教授
民生委員・児童委員	原 田 敏 子	白井市民生委員児童委員連絡協議会
公共的団体等の代表者	松 本 千代子	白井市社会福祉協議会
	入 江 富士子	白井市ボランティア連絡協議会
	○林 晃 弘	白井市障害者支援センター指定管理者
	鈴 木 一 基	白井市地域自立支援協議会
市 民	西 山 義 昭	(公 募)
	園 田 絵里菜	
	稲 田 忍	

*名簿中「◎」印は委員長、「○」印は副委員長

資料4 白井市障害者計画等策定検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 白井市障害者計画及び障害福祉計画（以下「計画」という。）の策定に当たり、庁内の関係課の職員により必要な事項の調査及び検討を行うため、白井市障害者計画等策定検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の基本方針に関すること。
- (2) 計画の案に関すること。
- (3) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、別表に掲げる職員をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会は、委員長が招集し、これを主宰する。

- 2 委員長は、必要があると認められるときは、別表に掲げる職員以外の職員に対し、出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 検討委員会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別 表 (第3条関係)

白井市障害者計画策定検討委員会

課名
財政課
企画政策課
市民安全課
商工振興課
子育て支援課
保育課
保健福祉相談室
健康課
都市計画課
道路課
学校教育課
生涯学習課

資料5 白井市障害者計画等策定検討委員会委員名簿

課名	職名	氏名
財政課	主査	池内一成
企画政策課	主査補	相馬正樹
市民安全課	主査補	富澤博之
商工振興課	主査	山口光敏
子育て支援課	副主幹	◎寺田豊
保育課	主査補	工藤ひかり
保健福祉相談室	主査補	○高平美佐子
健康課	主任主事	捧美津江
都市計画課	主査補	黒澤亨
道路課	副主幹	青木元晴
学校教育課	指導主事	上田朋弘
生涯学習課	主任主事	石田俊之

*名簿中「◎」印は委員長、「○」印は副委員長

資料6 計画策定までの経過

(1) 策定時

年 月 日	事 項	内 容
平成26年 6月23日	第1回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状の交付 ・委員長及び副委員長の選出 ・「白井市障害者計画等策定方針」について ・アンケート調査の実施について
7月25日	第2回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査票に関する意見の取りまとめ
8月下旬～ 9月12日		「障害者計画・障害福祉計画改定のためのアンケート調査」実施
10月6日～ 11月5日		「障害者計画及び障害福祉計画策定に向けた団体懇話会」開催
(第3～6回の策定委員会については、本計画とは別の「第4期障害福祉計画」に関する検討を行ったため、当資料では内容の記載は省略します。)		
平成27年 4月27日	第1回策定検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長及び副委員長の選出 ・「障害者計画」策定スケジュール ・「障害者計画」等策定方針について ・「障害者計画」の基本理念等
5月11日	第7回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・「障害者計画」策定スケジュール ・「障害者計画」の目標像等 ・「障害」の表記
6月15日	第8回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・「市町村障害者計画策定指針」について ・「障害」の表記 ・「障害者計画」(第1章から第3章)について
7月2日	第2回策定検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・「障害」の表記 ・「白井市障害福祉プラン」の進行管理 ・「障害者計画」素案について
8月17日	第9回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・「障害」の表記 ・「白井市障害福祉プラン」の進行管理 ・「障害者計画」素案について
11月2日	第3回策定検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・「白井市障害福祉プラン」の進行管理 ・「障害者計画」素案について
11月16日	第10回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・「障害者計画」素案について
平成28年 12月15日～ 1月4日		計画案についての市民意見公募（パブリック・コメント）実施
1月8日	第4回策定検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリック・コメント募集結果 ・「障害者計画」原案について
1月21日	第5回策定検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリック・コメント募集結果 ・「障害者計画」原案について
2月8日	第11回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリック・コメント募集結果 ・「障害者計画」原案について
3月14日	第12回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・「障害者計画」案について

(2) 中間見直し時

年 月 日	事 項	内 容
令和元年 10月7日	第1回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状の交付 ・委員長及び副委員長の選出 ・「白井市障害者計画 2016～2025（中間見直し版）」及び「白井市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」の策定に係る方針について（報告） ・現行計画の進捗状況について（報告） ・基礎調査の実施方針について ・その他
令和2年 1月10日～ 1月31日	「障害者計画、障害福祉計画・障害児福祉計画の改定等に向けたアンケート調査」実施	
3月24日～ 3月26日	「計画策定及び見直しに向けた団体等ヒアリング調査」実施	
7月13日	第2回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・現行計画の進捗状況について（報告） ・基礎調査の結果について ・障害者計画 2016-2025 中間見直し版の案について ・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の案について
9月14日	第3回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者計画 2016-2025 中間見直し版の案について ・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の案について
11月16日	第4回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者計画 2016-2025 中間見直し版の案について ・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の案について ・パブリック・コメントの実施等について
令和3年 12月15日～ 1月5日	計画案についての市民意見公募（パブリック・コメント）実施	
2月15日	第5回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリック・コメント等の結果について ・計画案の決定及び答申について

白井市障害者計画 2016-2025
中間見直し版

令和3年3月発行
白井市

〒270-1492 千葉県白井市復 1123

TEL: 047-497-3483

FAX: 047-492-3033

企画・編集：白井市福祉部障害福祉課